第四次佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画

佐 久 市

は　じ　め　に

「平和で差別のない明るい佐久市」。

その実現を目指し、本市では平成17年度に「佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する条例」を制定するとともに、「部落解放都市宣言」を行いました。そして、平成19年度には「佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画」を策定し、各種事業を推進してまいりました。

人権尊重のまちづくりに向けた、市民の皆様からのご理解ご協力に対しまして、厚くお礼申し上げます。

令和２年度に実施いたしました「佐久市人権問題に関する市民意識調査」及び「同和地区生活実態調査」の結果からも、市民の皆様の人権意識の高まりを感じることが出来ます。しかし一方で、依然として部落差別をはじめとする様々な差別が存在するとともに、インターネットを悪用した人権侵害や、新型コロナウイルス感染症に関連した人権侵害など、社会情勢の変化に伴い新たな課題が生じています。

こうした状況を踏まえ、「部落差別をはじめあらゆる差別をなくし、人権が尊重される社会の実現」を目標とする取組をより一層総合的、効果的に推進していくために「第四次佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画」を策定いたしました。

今後、本計画を着実に推進し、市民、事業者、関係団体の皆様との連携・協働により、人権尊重社会の実現に向けた取組を進めてまいりますので、引き続き、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご審議いただきました佐久市部落差別撤廃人権擁護審議会の委員の皆様をはじめ、ご意見を賜りました関係団体、並びに市民の皆様に厚くお礼申し上げます。

令和４年３月　佐久市長　柳田　清二

目次

第１章　総合計画の概要

1　策定の背景と趣旨…… 6
2　人権とは…… 8
3　計画の性格…… 8
4　計画の基本目標・主要施策…… 9
5　計画期間…… 9
6　SDGs との関連 …… 11

第２章　部落差別をはじめあらゆる差別の解消の推進

1　同和問題（部落差別）に関すること…… 14
（１）同和問題（部落差別）に関すること …… 14
（２）生活環境の改善 …… 18
（３）社会福祉の充実 …… 20
（４）産業の振興 …… 22
（５）職業の安定 …… 23
（６）隣保館活動の推進 …… 25
（７）解放子ども会活動の推進 …… 26
（８）部落差別事象への対応 …… 27
2　子どもの人権に関すること…… 28
3　障がい者の人権に関すること…… 31
4　女性の人権に関すること…… 34
5　高齢者の人権に関すること…… 37
6　外国人の人権に関すること…… 39
7　インターネットによる人権侵害に関すること…… 42
8　その他様々な人権問題に関すること…… 45

第３章　人権同和教育・啓発の推進

1　就学前における人権同和教育…… 48
2　学校における人権同和教育…… 49
3　企業における人権同和教育…… 50
4　地域における人権同和教育…… 52

第４章　相談体制の充実と人権擁護の確立

1　人権相談体制の充実…… 56
2　個人情報の保護…… 61
3　人権侵害の救済と擁護…… 62
4　佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画の推進体制の整備…… 63

資料 …… 68

佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する条例
佐久市隣保館条例
佐久市部落差別撤廃人権擁護審議会規則
佐久市部落差別撤廃人権擁護審議会委員名簿
諮問
答申
第四次佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画
策定庁内会議・審議会開催経過
佐久市人権啓発推進本部設置規程
佐久市人権同和教育推進協議会要綱
部落解放都市宣言
日本国憲法（抜粋）
世界人権宣言
部落差別の解消の推進に関する法律

第１章

総合計画の概要

第１章　総合計画の概要

１　策定の背景と趣旨

（１）策定の背景

全ての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利とについて平等であるとした「世界人権宣言」の理念に基づき、国際社会において人権問題への取組が行われてきました。日本では、全ての国民が基本的人権を享有し、法の下に平等であることが日本国憲法で保障されています。

しかし、近年に至り、依然として差別が社会問題となっていることを受けて、国は平成28年に人権三法(※1)を施行しました。その一つである「部落差別の解消の推進に関する法律」(※2)では、現在もなお部落差別が存在し、これを解消することが重要であるとして、差別の解消に向けた国や地方公共団体の責務が示されています。

これまで佐久市では、平成17年度に部落差別をはじめ、あらゆる差別のない明るいまちづくりを目指し「佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する条例」（以下「条例」という。）を制定するとともに、全ての市民の人権が保障され、たくましく心豊かで人間性ある佐久市を築くため「部落解放都市宣言」を行いました。

そして、平成19年度に「佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画」を策定し、「第三次佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画」まで引き続き、人権尊重社会の実現に向け、各種事業に取り組んできました。

しかし、令和２年度に実施した「佐久市人権問題に関する市民意識調査」（以下「市民意識調査」という。）と「同和地区生活実態調査」（以下「生活実態調査」という。）の結果から、人権問題への関心や人権尊重の意識が、市民の間で高まってきていることが伺えるものの、一方で、今なお差別が存在していることと、同和地区が生活環境や経済面で厳しい状況にあることが明らかとなりました。

また、ＳＮＳ(※3)などを利用したインターネット上での誹謗中傷や、新型コロナウイルス感染症に関連した人権侵害など、社会情勢の変化に伴い、私達の身近においても新たな人権問題の発生が課題となっています。

（２）策定の趣旨

こうした社会環境の変化や「第三次佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画」まで推進してきた取組及び令和２年度に実施した市民意識調査及び生活実態調査から見えてきた課題を踏まえ、市民一人ひとりの人権に対する正しい認識とさらなる理解の定着を図り、あらゆる差別のない、尊重され支えあう社会の形成を目指して「第四次佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画」を策定します。

（※１）人権三法

平成28年に施行された、差別を解消することを目的とした３つの法律
「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）
「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）
「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）の総称

（※２）部落差別の解消の推進に関する法律

現在もなお部落差別が存在し、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であるとし、部落差別解消のため国・地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実、教育及び啓発などについて定めた法律

（※３）ＳＮＳ（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）

インターネット上で社会的ネットワークを構築出来るサービスやウェブサイトのことであるが、現代ではFacebook、Twitter、LINEなどの登録された利用者同士が交流する会員制サービスのことを特に指して用いられることが多い。

2　人権とは

日本では、国民一人ひとりが憲法によって、侵すことの出来ない永久の権利として基本的人権が保障されており、生命、自由、幸福追求に対する権利は、公共の福祉に反しない限り、最大の尊重がなされます。

また、思想、信教、居住、職業選択、学問、婚姻などの自由や、教育を受ける権利など具体的な権利についても規定されています。

「人権とはなにか」と聞かれた時、抽象的で難しいもののように感じてしまい、人権問題とは一部の人々に対する差別の問題として捉え、自分には関係がないと考えてしまいがちです。

しかし、人権とは、誰もが生まれながらにして持っている基本的な権利であり、自由であること、健康であること、生命や身体が守られること、自由に発言が出来ることなど、全ての人の日常生活に関わるものとして捉える必要があります。

3　計画の性格

（１）本計画は、「日本国憲法」、「世界人権宣言」及び平成28年に施行された人権三法をはじめとする差別の解消を目的とした法令の基本理念にのっとり、条例第４条に基づいて、あらゆる差別の撤廃と人権擁護などの施策推進に関する基本的な施策を定めるものです。

（２）本計画は、条例の趣旨にのっとり、全ての市民が相互に基本的人権を尊重し合い、あらゆる差別をなくすための施策に協力して取り組むとともに、市及び教育機関・企業・団体・地域など社会全体で取り組んでいくための計画です。

（３）本計画は、「第三次佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画」に基づき推進してきた取組と、社会環境の変化や新たな課題を踏まえて定めるものです。

（４）本計画は、「第二次佐久市総合計画」に定めた「人権尊重社会」の実現に向け、施策を推進するための計画です。

4　計画の基本目標・主要施策

本計画に沿って、諸施策を佐久市全体で実施することにより、市民生活の安定と市民福祉の向上を図るとともに、人権同和教育・啓発の活動を通じ、あらゆる差別の解消に対する意識の高揚を図り、人権を尊重する明るい社会の実現を目指します。

基本目標
部落差別をはじめあらゆる差別をなくし、人権が尊重される社会の実現

主要施策
○部落差別をはじめあらゆる差別の解消の推進 ○人権同和教育・啓発の推進 ○相談体制の充実と人権擁護の確立

5　計画期間

本計画の期間は、令和４年度から令和８年度までの５年間とします。

なお、社会情勢や地域社会の変化などを踏まえて、必要に応じて計画の見直しを行います。

第四次佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画体系図

本計画は、第二次佐久市総合計画に掲げる「人権尊重社会」の実現に向けた施策を推進するための計画であり、佐久市の関連する諸計画との整合を図りながら連携して取り組むものです。

佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する条例

第二次佐久市総合計画

第四次佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画

基本目標：部落差別をはじめ あらゆる差別をなくし、人権が尊重される社会の実現

部落差別をはじめあらゆる差別の解消の推進

1　同和問題（部落差別）に関すること
2　子どもの人権に関すること
3　障がい者の人権に関すること
4　女性の人権に関すること
5　高齢者の人権に関すること
6　外国人の人権に関すること
7　インターネットによる人権侵害に関すること
8　その他様々な人権問題に関すること

人権同和教育・啓発の推進

1　就学前における人権同和教育
2　学校における人権同和教育
3　企業における人権同和教育
4　地域における人権同和教育

相談体制の充実と人権擁護の確立

1　人権相談体制の充実
2　個人情報の保護
3　人権侵害の救済と擁護
4　推進体制の整備

連　携

市の関連計画

- 第二次佐久市環境基本計画
- 第２次佐久市健康づくり21計画
- 第2次佐久市農業振興ビジョン
- 佐久市健康長寿産業振興ビジョン
- 佐久市教育振興基本計画
- 第三次佐久市地域福祉計画・地域福祉活動計画
- 第二次佐久市障がい者プラン
- 第四次佐久市男女共同参画プラン
- 佐久市老人福祉計画・第８期介護保険事業計画

など

6　SDGsとの関連

SDGs（持続可能な開発目標）は、平成27年の国連サミットで採択された、国際社会全体が経済・社会・環境の諸問題解決に向けて取り組む、17のゴールと169のターゲット、232の指標で構成されている国際目標です。

SDGsは開発目標でありながら、「誰一人取り残さない社会」の実現や「全ての人々の人権を実現する」ことを目指しており、全体を通じて人権尊重の重要性が強調されています。

本計画が目指す「部落差別をはじめあらゆる差別をなくし、人権が尊重される社会の実現」と、SDGsが目指す社会の方向性は、人権尊重の点で多くの関連性があることから、当該目標との関連性を考慮しながら、本計画の取組を推進します。

SDGｓ（エス・ディー・ジーズ）の17の目標

人権にかかわる問題として、関心のあるものをあげてください　（市民意識調査）

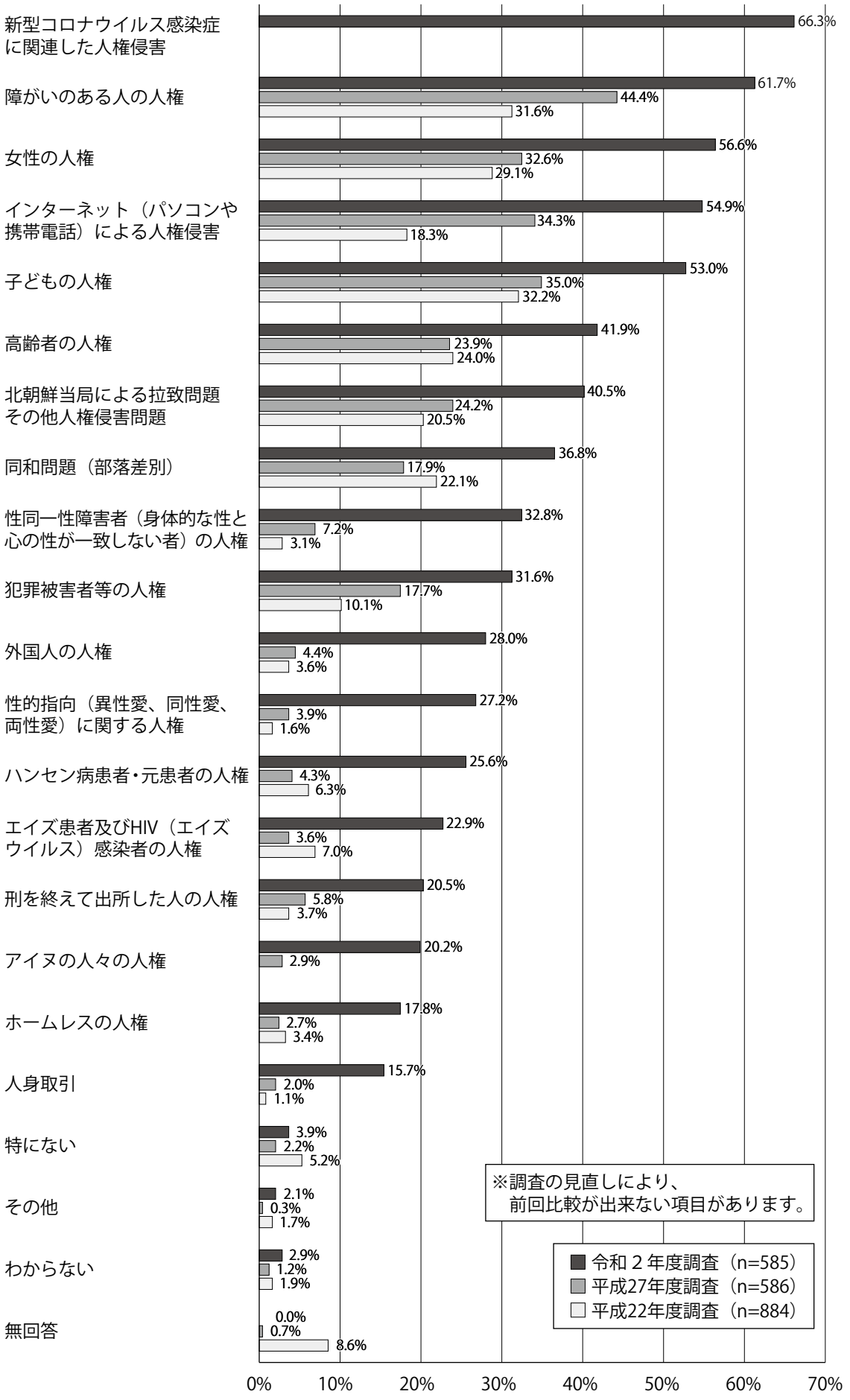

第２章

部落差別をはじめ
あらゆる差別の解消の推進

第２章　部落差別をはじめ あらゆる差別の解消の推進

１　同和問題（部落差別）に関すること

（１）同和問題（部落差別）に関すること

現状と課題

同和問題（部落差別）は、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態におかれることを強いられ、日常生活の上でいろいろな差別を受けるなど、我が国固有の重大な人権問題です。

国においては、昭和40年の「同和対策審議会答申」(※1)を踏まえて、昭和44年に「同和対策事業特別措置法」(※2)が制定され、平成14年に終了するまでの33年間、国、県、市町村によって、特別対策による様々な施策を実施してきました。

これにより、住環境や生活実態については一定程度の改善が達成され、残された課題や新たな課題については、一般対策を創意工夫して活用する中で施策を推進してきました。

しかし、同和地区における高齢化の進展や生活環境などに現れている実態的差別(※3)、結婚などの場面における心理的差別(※3)、情報化によるインターネットを通じた部落差別事象などの問題が、依然として生じています。

平成28年に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」においても、現在もなお部落差別が存在し、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、部落差別は許されないものであるとの認識の下に、これを解消することが重要な課題であるとしています。

佐久市では、市民意識調査の「関心がある人権問題」の質問に対し、36.8％の方が「同和問題（部落差別）」を挙げています。また、「同和問題（部落差別）に関することがらで、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか」の質問に対しては、「結婚問題で周囲が反対すること」、「身元を調査すること」の回答の割合が高い結果となりました。

実際に、市民意識調査において同和地区出身の方と結婚すると仮定した設問では、過去の調査と比較しても、ほぼ変わらない割合で否定的な意見があり、未だに差別意識が残っていることが明らかとなりました。

さらに、生活実態調査の結果からは、生活環境や経済面で同和地区住民が厳しい状況に置かれている実態が伺えます。

これらの結果を踏まえ、「部落差別の解消の推進に関する法律」において、地方公共団体の責務として規定されているとおり、地域の実情に応じて、相談体制の充実や人権同和教育・啓発の推進をはじめとした、部落差別を解消するための取組を推進する必要があります。

（別冊「市民意識調査」　7,30,33,58,61頁、別冊「生活実態調査」参照）

同和問題に関することがらで、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか

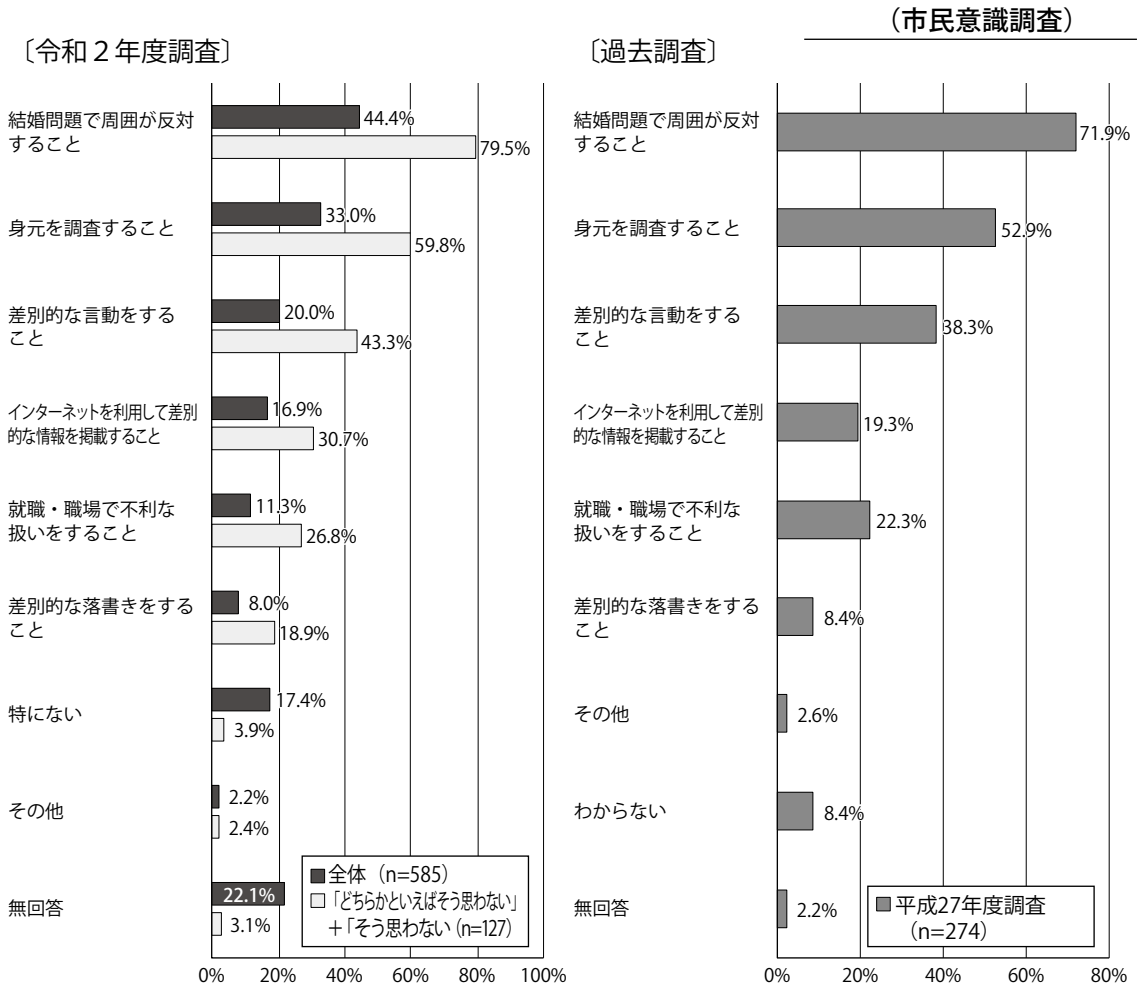

市民意識調査の回答方法の変更について

市民意識調査では、同和問題、子ども、女性などの各分野において「人権が尊重されている社会だと思いますか」の設問と、「どのような人権問題が起きていると思いますか」の設問に回答していただいている。

前回の調査までは、最初の設問に対して「（人権が尊重されている社会だと）思わない」と回答した方にのみ、２つ目の設問に回答していただいていたが、今回の調査からすべての方に回答していただいている。

そのため、全体の集計に加えて最初の設問で「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」と回答した方に限った集計結果を併記している。

仮にお子さんが、同和地区出身の方と結婚しようとするとき、あなたはどうしますか

（市民意識調査）

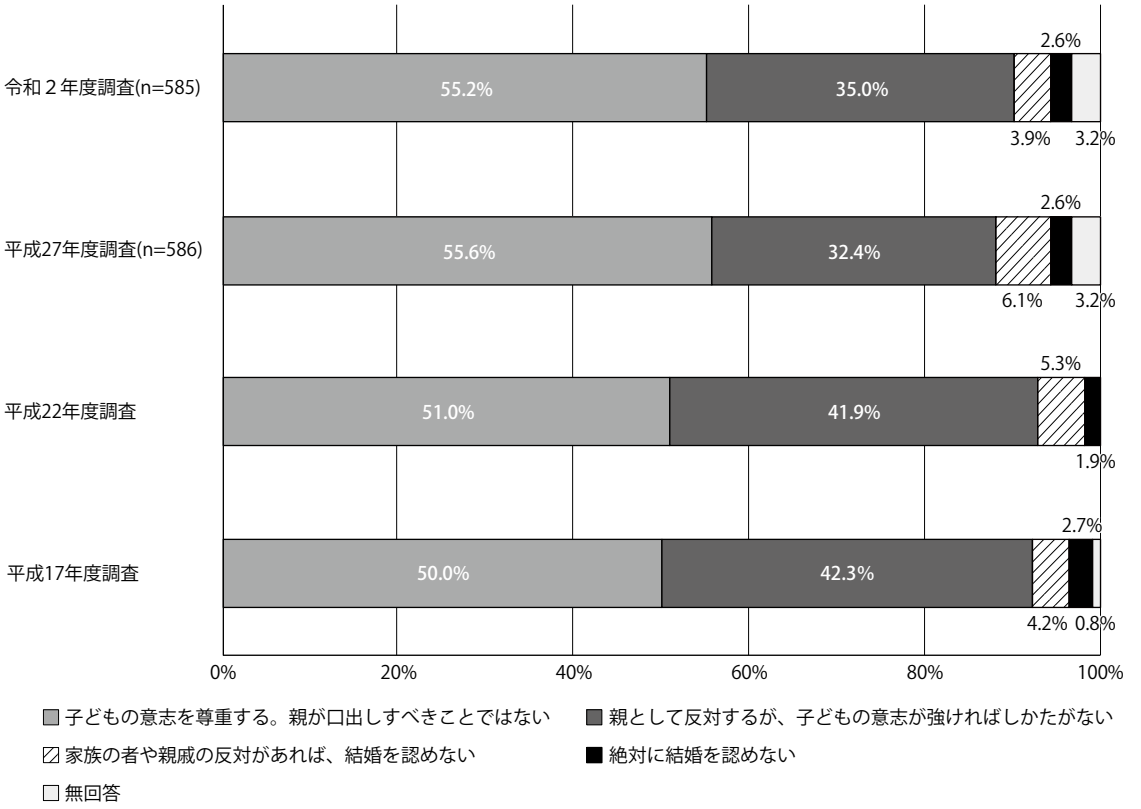

結婚するときにどのような差別・反対を受けましたか

（生活実態調査）

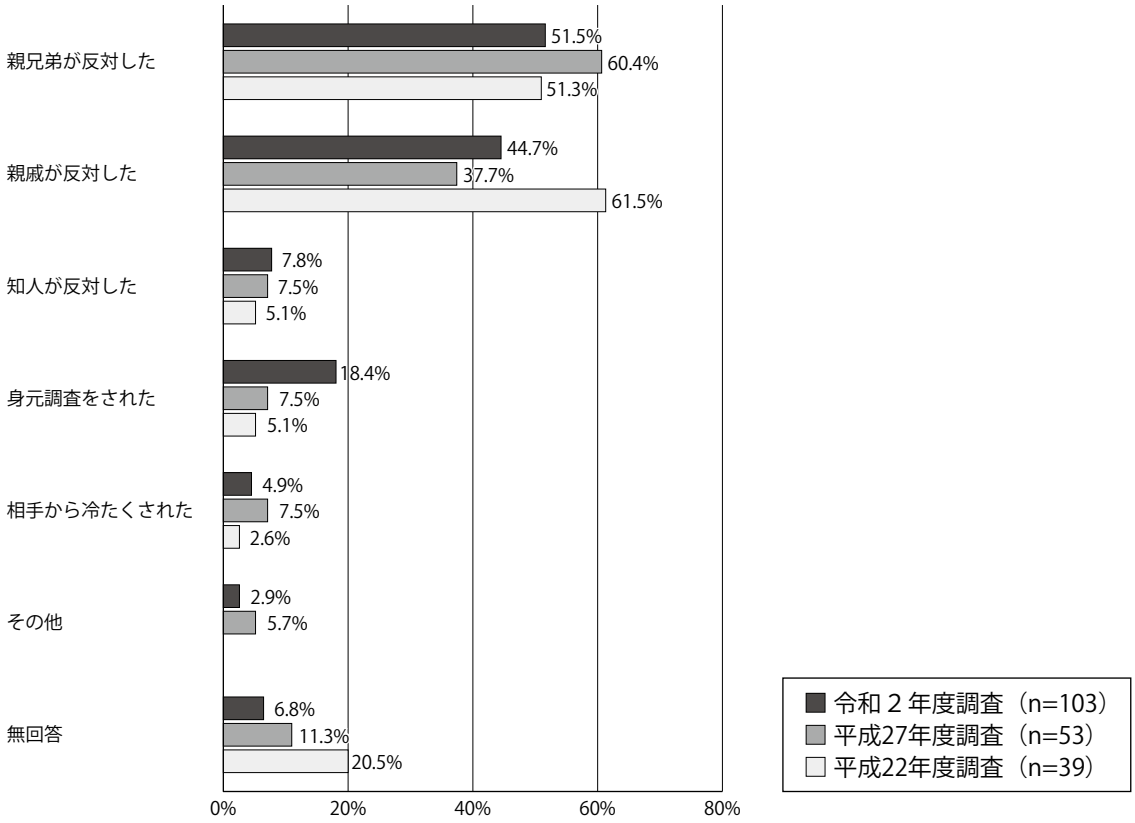

今後の施策

1　同和問題の歴史的経緯と差別の現状について、市民の正しい理解を深め、認識を高めるとともに、行政・地域・職場・運動団体などが連携し、同和問題の解決を図ります。

2　同和問題を重要な人権問題と捉え、今なお存在する「実態的差別」の解消と「心理的差別」の撤廃に向け、「部落差別の解消の推進に関する法律」に基づく相談体制の充実と、人権同和教育・啓発活動を推進します。

3　当事者の「自覚」「自立」「自己実現」に向けての支援体制の充実、相談活動や当事者が継続して学ぶことのできる機会が必要であり、隣保館・同和対策集会所などで各種教室や研修会などを開催し、人権のまちづくりを推進します。

（※１）同和対策審議会答申

昭和35年に設置された同和対策審議会が、内閣総理大臣から受けた「同和地区に関する経済的及び社会的諸問題を解決するための基本的方策」の諮問に対し、昭和40年に提出した答申

同和問題は国民的課題であり、その解決は国の責務であるとしている。

（※２）同和対策事業特別措置法

同和対策審議会答申を踏まえ、同和地区に対する不当な偏見や差別をなくし、住環境や生活実態を向上させることを目的に昭和44年に制定された法律

当初は10年の時限立法だったが3年間の延長の後、昭和57年に「地域改善対策特別措置法」、昭和62年に「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」へと引き継がれた。

（※３）実態的差別、心理的差別

同和対策審議会答申では、多種多様な形で現れる部落差別を心理的差別と実態的差別に分類することが出来るとした。

心理的差別とは、人々の観念や意識に潜在する差別であるのに対し、実態的差別とは「同和地区住民の生活実態に具現されている差別」を指す。同和地区における格差や劣悪な環境は、教育・就職を始めとした様々な場面における機会の不平等の結果として現れたものであり、差別が具象化したものであるという考え方

（２）生活環境の改善

現状と課題

同和地区の道路整備については、同和対策事業によって改善が図られてきました。しかし、生活実態調査によると、まわりの環境についての設問に対し、「道路舗装、幅、条件が悪い」と回答した割合が18.0％あり、経年劣化による新たな課題が生じています。一般対策を活用する中で、今後も計画的な維持管理や整備を図る必要があります。

また、劣悪だった住宅の改修・新築についても、同和対策事業により推進され、住環境についても一定の改善が図られてきました。生活実態調査によると、「持家（家だけ・土地も家も）」に暮らしている方は70.5％となっており、県の持家率（70.7％）や市全体の持家率（71.9％）と比較しても、ほぼ同じ持家率となっています。

しかし、前回調査における住宅築年数の集計結果から経年変化を考慮すると、約８割が「築25年以上」と推計され、市全体の築25年以上の割合（48.9％）と比べ、はるかに住宅の老朽化が進んでいます。

さらに、水洗化（使用）率(※1)についての質問では、56.3％の方が「されている」と答えていますが、市全体の水洗化（使用）率93.6％（平成31年3月現在）に比べると、低い状況にあります。

持家率は、県や市全体とほぼ同じ数値ですが、築年数・水洗化（使用）率については、格差が生じている傾向が前回調査から続いており、今後も生活環境の改善に向けた施策に計画的に取り組む必要があります。

（別冊「生活実態調査」　３から８頁参照）

（※１）水洗化（使用）率

本計画において、水洗化（使用）率とは、総人口に対し、下水道に接続している人口が占める割合を指す。

現在の住宅は水洗化されていますか　（生活実態調査）

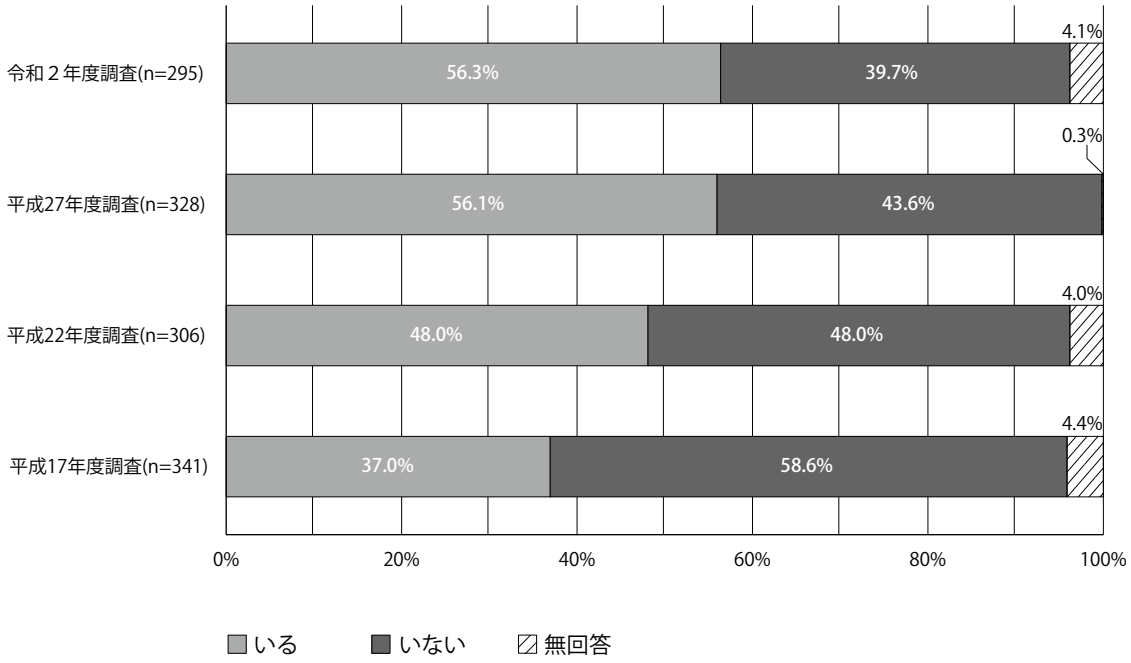

今後の施策

1　快適な住環境を確保するため、危険性・緊急性を考慮し、計画的に道路・水路などの改良を図ります。

2　「第二次佐久市環境基本計画」に基づき、全戸水洗化を推進します。

3　住宅の老朽化などの問題に対し、諸制度の活用による改修などを推進します。

4　厚生住宅の払下げを推進します。

（3）社会福祉の充実

現状と課題

生活実態調査よると、同和地区では65歳以上の高齢者がいる世帯の割合は66.4％にのぼり、県（44.5％）や市全体（46.8％）と比較して20％近く高い状況となっており、高齢化が進んでいます。

また、回答者を「障がいがある方･寝たきりの方」に限定した設問では、回答者が前回調査の22人から45人へと増加しており、福祉サービス、介護サービスの需要が高まっていると考えられます。

一方、各種健（検）診などの受診率については、前回調査と比較してやや増加傾向ではあるものの、いずれの健（検）診などもまったく「受けていない」と回答した方が43.7％と多い状況です。

今後も更なる高齢化の進展が見込まれるため、保健・医療・福祉に関する様々なニーズに対応し、生活水準の向上を目指す総合的な地域福祉施策を推進していく必要があります。

（別冊「生活実態調査」　2，22，23頁参照）

参考　同和地区と市全体との人口構成比較

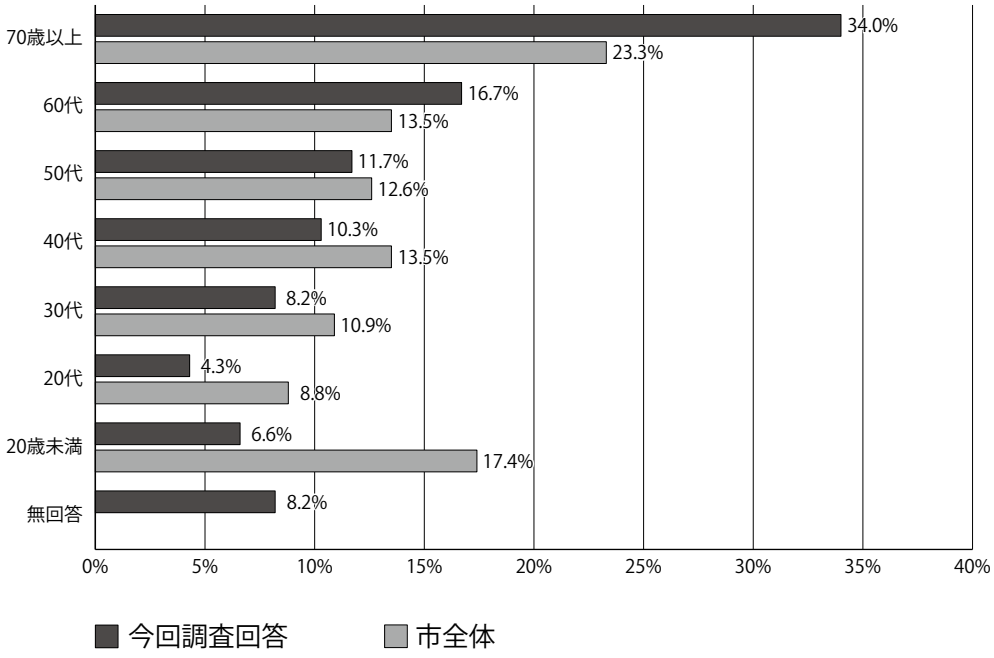

最近１年間に人間ドック又は各種検診を受けましたか　（生活実態調査）

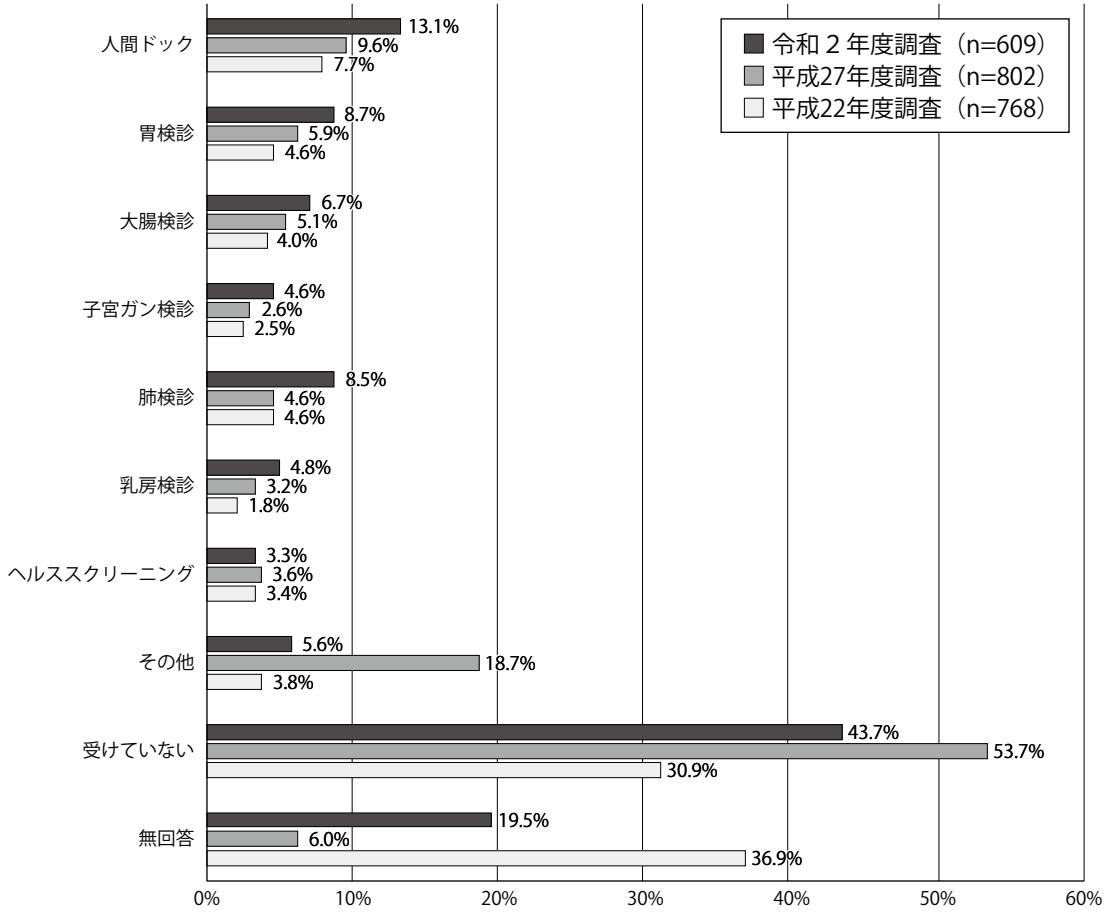

今後の施策

1　「第三次佐久市地域福祉計画・地域福祉活動計画」に基づき、誰もが必要な福祉サービスの情報を取得し、円滑に利用できる環境を整えるため、わかりやすい情報の提供に努め、相談体制の充実を推進します。

2　「第2次佐久市健康づくり21計画」に基づき、疾病の早期発見・早期治療のため、自らが各種健（検）診を積極的に受診できるよう、保健補導員などを通じた啓発活動を推進します。

3　日常生活の中で健康づくりの重要性を啓発し、健康教室や健康相談などを積極的に推進します。

（4）産業の振興

現状と課題

新型コロナウイルス感染症の流行に起因した経済情勢の変化から、企業を取り巻く環境は一層厳しさを増しています。

生活実態調査によると、「自営業主」「自家営業の手伝い」の割合が、13.3％（前回18.3％）と前回調査から減少しています。

また、農業についても、前回調査以降に「農家をやめた」と回答した世帯が農家世帯の3割近くにも上り、農業離れが進んでいます。

市内の産業や農業の活性化を図るとともに、企業への支援の取組を推進する必要があります。

（別冊「生活実態調査」　12，13，30頁参照）

今後の施策

1　「佐久市農業振興ビジョン」に基づき、担い手の確保や収益性の高い品目への移行を進めるなど、農業の活性化を図ります。

2　「佐久市健康長寿産業振興ビジョン」に基づき、市内企業の経営基盤の強化、人材育成・確保などにより、ものづくり産業を中心とした産業の活性化を図ります。

3　経営指導を行う商工会議所・商工会などとの連携強化や、「佐久市中小企業振興資金融資制度」などによる支援に努めます。

（５）職業の安定

現状と課題

日本経済は、新型コロナウイルス感染症の流行に起因する経済情勢への影響により景気が後退し、佐久市においても厳しい状況にあります。

生活実態調査によると、就労形態については、正規の職員・従業員である「常雇」の割合が4割近くとなっており、特に40歳代以下の世代では50％を超えています。これは全国の就業者のうちの正規の職員・従業員の割合（52.8％）とほぼ同じ割合で、労働環境については向上の兆しが見られます。

一方「働いていない」方に対して、「今後働きたいと考えているか」の設問では、前回調査（5.3％）から増加し、15.2％の方が「働きたい」と回答しており、働く意欲のある人の就業機会を確保する取組を推進する必要があります。

また、差別を受けたことが「ある」「受けたことはないが見たり聞いたりしたことがある」方の中で、就職の場面や職場での差別があったとの回答が11.4％あり、公正採用や企業内における人権同和教育を一層推進する必要があります。

（別冊「生活実態調査」　29から37，61頁参照）

（働いていない方に）今後働きたいとお考えですか　（生活実態調査）

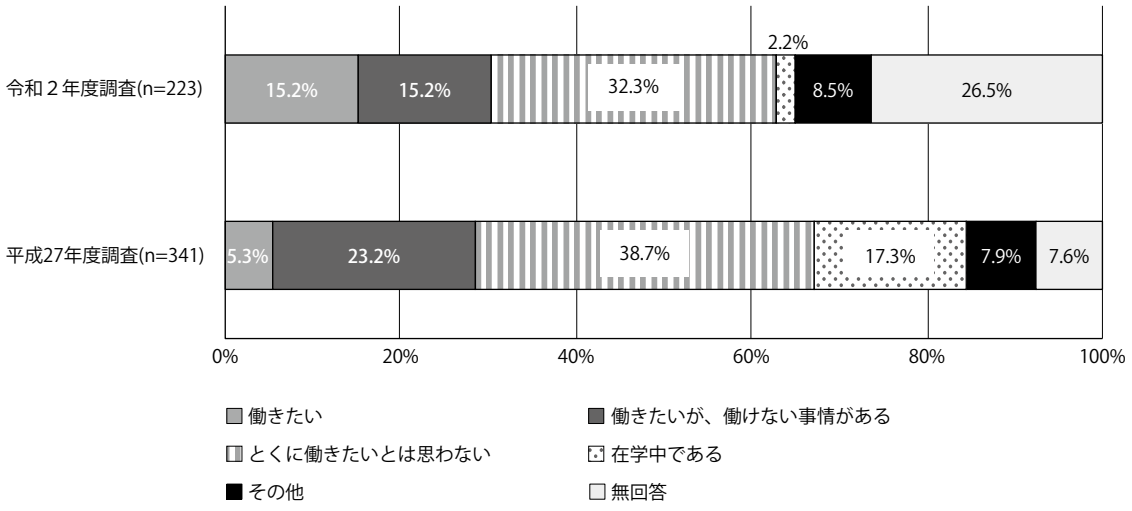

今後の施策

1　関係機関と連携し、雇用に関する支援などについて、ホームページなどを活用し周知します。

2　就職・就労につながるよう、ハローワークなどの関係機関と連携し、相談体制の充実を図ります。

3　公正採用と就職差別の撤廃に向け、企業における「公正採用選考人権啓発推進員」の設置を一層促進するとともに、関係機関との連携による取組の強化を図ります。

（６）隣保館活動の推進

現状と課題

隣保館は、地域社会全体の中で福祉の向上や人権同和教育・啓発活動の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、生活上の各種相談事業や人権同和問題の解決のための各種事業を総合的に行うことを目的としています。

佐久市には、中央隣保館、臼田人権文化センター、浅科人権文化センター、望月人権文化センターが設置されており、地域住民の生活文化の向上と、人権意識の高揚、住民福祉の向上に努めてきました。

少子高齢化や情報化の進展、新型コロナウイルス感染症などに起因し相談ニーズの多様化傾向があるため、今後、きめ細かな地域住民のニーズ把握に努めるとともに、隣保館活動の充実を一層図る必要があります。

今後の施策

1　地域住民の福祉向上、人権同和教育・啓発活動、地域住民の交流の拠点として、隣保館活動の充実に努めます。

2　中央隣保館及び各人権文化センターにおける生活人権相談、啓発活動、教養文化活動などの実施を通じて、地域交流の拠点となる開かれたコミュニティー施設として、社会に密着した総合的な活動を展開し、人権同和問題の速やかな解決に努めます。

（7）解放子ども会活動の推進

現状と課題

佐久市では、小・中学校の児童生徒などが、「差別に負けない、あらゆる差別をなくし、人権を尊重し、部落完全解放」を目指し、解放子ども会が活動しています。

解放子ども会は、基礎学力を高め自立心を育み、豊かな教養と広い視野で物事を考え、判断し、部落差別をはじめあらゆる差別をなくし、人権を尊重する力をつけていくことを目的とし、小・中学校の教職員や地域の先輩・ボランティアなど、多くの方々に支えられ活動しています。

現在活動している解放子ども会の会員が、今後も活発に活動し、あらゆる差別に対応できる次世代の担い手として成長が図られるよう、関係機関と協力し、活動を推進していく必要があります。

今後の施策

1　行政、学校、運動団体、解放子ども会指導委員会などがともに連携し、子ども会の円滑な運営と活動を促進します。

2　解放子ども会の趣旨に沿い、一人でも多くの子どもたちが、目的に向かい、活発に活動できるよう、解放子ども会運営委員会及び運動団体、保護者、教職員と連携し、子ども会の運営を図ります。

3　地域住民や市内の学校の児童生徒へ「いのち」の大切さを伝える「いのちの駅伝」(※1)の実施を支援し、いじめや差別をなくすための活動を推進します。

（※１）いのちの駅伝

平成９年に望月解放子ども会の会員だった生徒が、高校へ進学し、いじめに合い自殺した事件を受け、「いのち」の大切さと「いじめ」や「差別」をなくすことを訴えるために望月解放子ども会会員を中心とした有志が望月地区の小・中・高等学校をタスキをつなぎながら走る取組。「いのちのメッセージ」は市内の各校へも伝達される。

（８）部落差別事象への対応

現状と課題

差別事象は、悪質な差別文書や差別を目的とした身元調査のための戸籍謄本や住民票の写しの不正取得、インターネットによる差別的な書き込み、「全国部落調査」復刻版出版事件[※1]、公の施設での差別発言などが現在も発生しています。

佐久市においても、不動産鑑定事務所の土地差別調査事件や学校における生徒の賤（せん）称語使用による差別事象、福祉施設職員による差別発言事件、インターネット上で特定の地域を同和地区であると公開する事案が発生しています。

地域における人権同和教育講座や学校における人権同和教育を推進している中においても、差別事象が後を絶たないため、今後も部落差別事象解消への取組を一層推進する必要があります。

今後の施策

1　差別事象が発生した場合は、事実関係の把握に努め、差別に至った経緯やその要因と社会背景を分析し、問題解決への対応に努めます。
2　運動団体や関係機関と連携を図りながら、人権意識の高揚のため、各種人権同和教育研修や啓発活動の推進を図ります。
3　差別を目的とした戸籍などの不正取得を防止するために「本人通知制度・本人告知制度」の適切な運用に努めます。
4　「部落差別の解消の推進に関する法律」に基づく、部落差別に関する相談に的確に応じるための相談体制の充実を図ります。
5　インターネット上における差別事象が発生した場合は、法務局をはじめとする関係機関と連携し、差別情報の削除要請などを行うとともに、差別事象の速やかな把握のため、県や他機関と連携し、モニタリングの体制づくりを図ります。

（※１）「全国部落調査」復刻版出版事件

平成28年に川崎市の出版社が、戦前の調査報告書「全国部落調査」を復刻して出版すると告知するとともに、インターネット上に地名を掲載した。

昭和50年に発覚した「部落地名総鑑」と同様、差別を助長し拡大するものであるとし、裁判で争われ、令和3年9月、東京地裁は出版社に対し、書籍の出版とインターネット上への掲載を差し止めるよう命じる判決が出された。

2　子どもの人権に関すること

現状と課題

「児童の権利に関する条約」(※1)や、様々な国内法令において、子どもにも大人と同様の権利が認められるとともに、成長過程に応じた必要な配慮など、子どもならではの権利も定められています。しかし、子どもを保護・指導の対象としてのみ捉え、子どもの意思や意見が尊重されないことや、児童虐待、いじめ、体罰などの様々な人権問題が、家庭や学校において発生しています。

市民意識調査によると、「関心がある人権問題」の質問に対し、53.0％の方が「子どもの人権」を挙げています。また、「子どもに関することがらで、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか」の質問に対しては、「保護者による子どもへの暴力や育児の放棄などの虐待」や「いじめ」に関する回答の割合が高い結果となりました。

特に「インターネットを使ってのいじめ」と回答した割合が、前回調査と比較して大きく増加しており、情報化の進展が、子どもたちを取り巻く環境にも影響を与えていることが分かります。

また、全体の回答の割合と比較して、子どもの人権が尊重されている社会だと「思わない」と回答した方の中で「大人が子どもの意見を聞かず自分の意見を子どもに強制すること」が問題であるとする割合が高くなっています。

家庭・学校・地域が一丸となって、子ども一人ひとりの人権の尊重に取り組むとともに、子どもたち自身がお互いを尊重しあえる人権意識を醸成していく必要があります。

（別冊「市民意識調査」　7,15,18頁参照）

（※１）児童の権利に関する条約

子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約で、子どもの権利条約とも呼ばれる。18歳未満の児童を大人と同様の権利を認めるとともに、成長の過程での保護や配慮などの子どもならではの権利も定めている。

1989年の国連総会にて採択され、1990年に発行。日本は1994年に批准している。

子どもに関することがらで、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか

（市民意識調査）

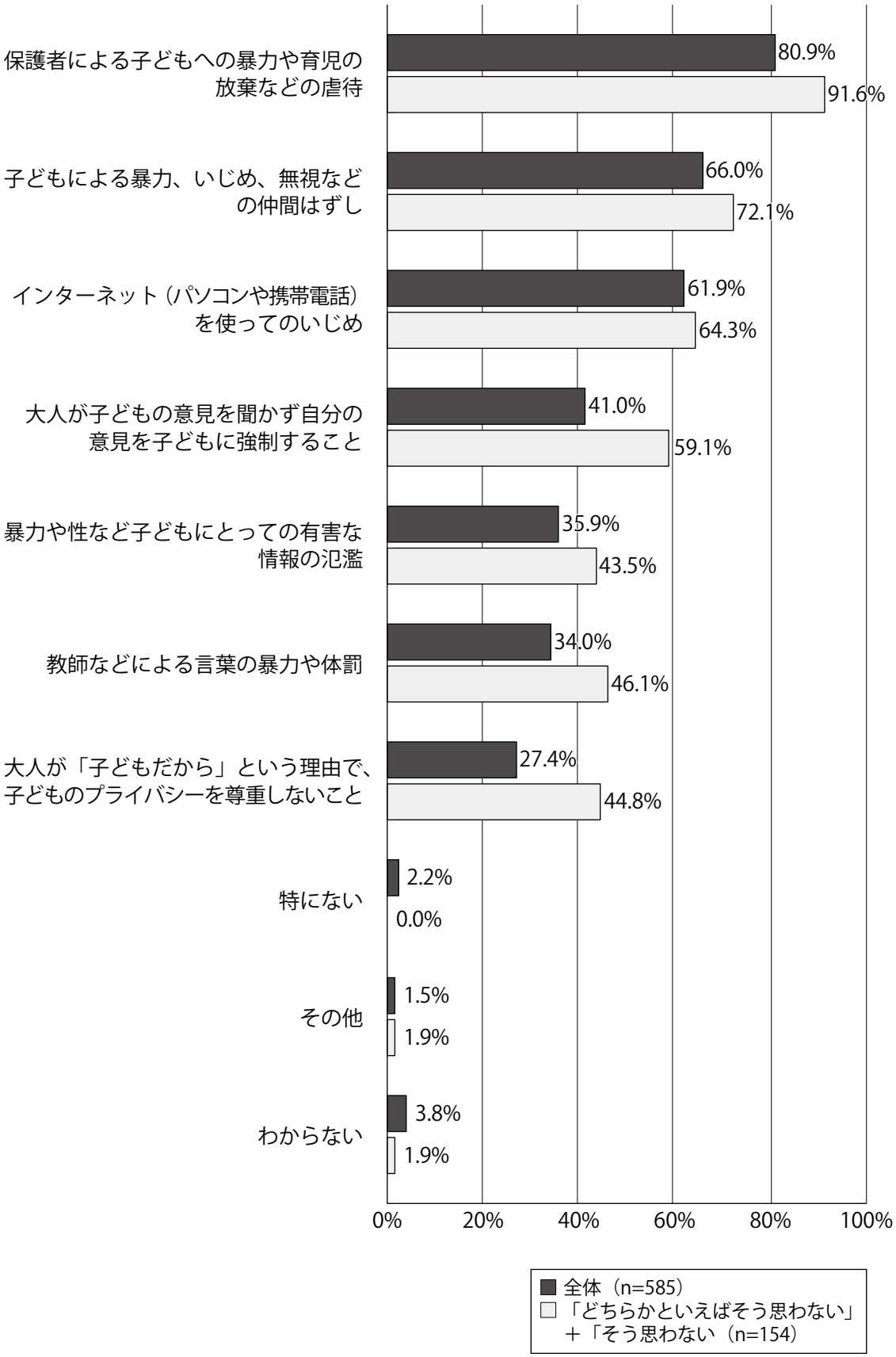

今後の施策

1　「児童の権利に関する条約」の理念と精神にのっとり、子どもの人権が決して侵害されることなく、子どもにとっての最善の利益が保障され、自由に意見を表現出来る社会の形成や、子どもを社会全体で育てる環境づくりに努めます。

2　家庭・学校・地域と連携し、子どもたちの人権に関する課題解決に向けた取組に努めます。

3　いじめについては、事実関係の把握に努め、児童生徒の立場に立った、差別やいじめを許さない環境づくりを推進します。

4　いじめや不登校などの問題の早期発見・早期対応を図るため、スクールメンタルアドバイザー(※1)、佐久市不登校等対策連絡協議会(※2)などを活用し、佐久児童相談所、佐久市家庭児童相談員、民生児童委員（主任児童委員連絡協議会）など関係する諸機関と情報交換を行うとともに、地域全体でいじめ及び不登校などをなくす相談・支援・指導体制づくりを推進します。

5　子どもの人権の視点のもと、佐久市要保護児童対策地域協議会(※3)において児童虐待の早期発見や早期対応を図り、地域、保育所、幼稚園、学校、児童相談所、医療機関などの連携を深め、幅広いネットワークを構築し、生命尊重の精神や人権意識の醸成を図ります。

（※１）スクールメンタルアドバイザー

教員や保護者などから児童・生徒の不登校・いじめ及び学校内の諸問題相談を受けている（平成４年度から佐久市教育委員会が配置）。

（※２）佐久市不登校等対策連絡協議会

いじめや不登校などの問題の実態把握と総合的な対策を検討するため、教育関係者、医師、保育士などにより組織され、不登校問題改善への提言や事例集「こんな明るさが見られた！」の作成、公開などを行っている。

（※３）佐久市要保護児童対策地域協議会

要保護児童（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第６条の３に規定する要保護児童をいう。以下同じ。）の早期発見及びその適切な保護を図るため、法第25条第１項の規定に基づき、設定された協議会

3　障がい者の人権に関すること

現状と課題

障がい者が地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていくためには、障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに尊重し、その権利が守られなければなりません。しかし、障がいを理由とした不当な差別や、様々な社会的障壁によって、障がい者の自立と社会参加が阻まれています。

市民意識調査の「関心がある人権問題」の質問に対し、61.7％の方が「障がいのある人の人権」を挙げており、調査実施時に社会問題として注目を集めていた「新型コロナウイルス感染症に関連した人権侵害」に次いで高い関心を集めています。また、「障がいのある人に関することがらで、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか」の質問に対しては、「就職や仕事において不利な取扱いを受けること」や「収入が少なく、経済的に自立出来ないこと」の割合が高い結果となりました。

過去の調査から同様の傾向が続いており、障がいのある方の経済状況に課題があると広く認識されている一方で、改善に結びついていかない厳しい現状が伺えます。

平成28年に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づき、市民一人ひとりが、障がいの種類やその程度に応じて適切な配慮は人それぞれ異なることへの理解を深め、障がいを理由とする差別の解消に向けた取組が必要です。

（別冊「市民意識調査」　7,25,28頁参照）

「障がい」という表記について

本計画において、法令用語や固有の名称などに使用されている場合「障害」を使用していますが、広く障がいを表す場合は「障がい」を使用しています。

障害のある人に関することがらで、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか

（市民意識調査）

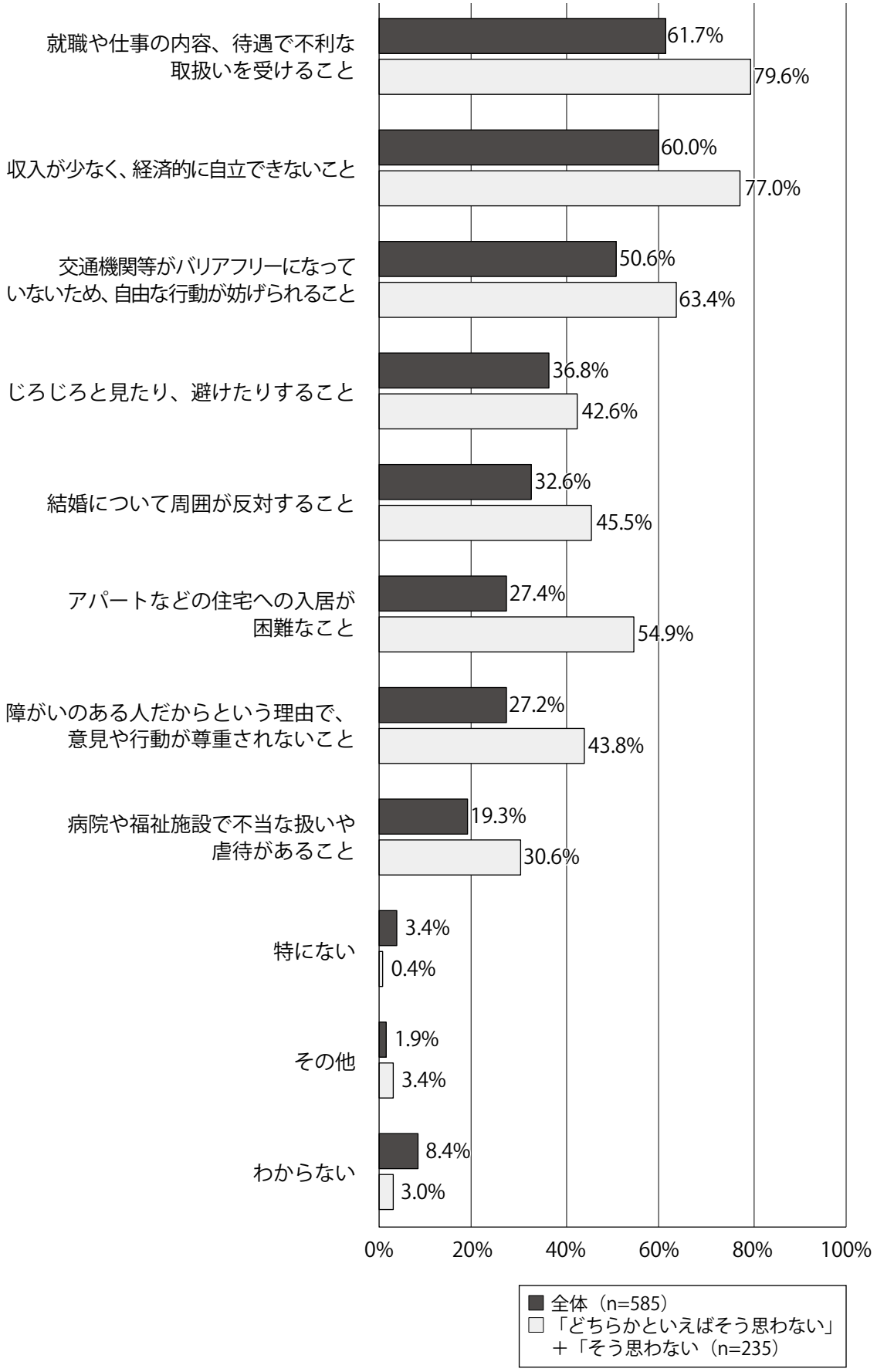

今後の施策

1　障がいや障がいのある方への正しい知識や理解を深めるための啓発活動を推進します。

2　「第二次佐久市障がい者プラン」に基づき、行政・事業者・地域・家庭が一体となり、障がい者が地域で安心して過ごせる環境づくりや、就労支援及び啓発活動を推進します。

3　障がい者の権利利益の擁護のため、関係機関と連携し、平成24年10月に施行された「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」及び「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づく施策を推進します。

4　地域における安心・安全な生活、社会参加の支援につなげるため、バリアフリーに配慮した公共施設の整備や、分かりやすい・使いやすい地域交通ネットワークの構築を推進します。

4　女性の人権に関すること

現状と課題

男女平等の理念は、憲法にも明記されており、男女はその性別に関わらず、互いに平等で尊重されるべきものです。しかし、今なお男女の役割を固定的に捉える意識が根強く残っており、家事・育児などの負担を強いることや、セクシュアル・ハラスメント(※1)、ドメスティック・バイオレンス(※2)などの性別に関わる人権侵害によって、社会のあらゆる分野において女性が参画する機会が阻まれる一因となっています。

市民意識調査では、「関心がある人権問題」の質問に対し56.6％の方が「女性の人権」を挙げています。

また、「女性に関することがらで、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか」の質問に対しては、「結婚・出産などにより女性が仕事を続けにくい社会環境」や「職場における差別待遇」の割合が、過去の調査と比較して減少傾向にはあるものの、依然として高い結果となりました。職場や地域などにおいて女性が参画し、ともに責任を果たすことは誰もが暮らしやすい社会の実現につながります。男女共同参画の視点を取り入れた施策の推進が必要です。

さらに、「セクシュアル・ハラスメント」や「マタニティ・ハラスメント(※3)」、「配偶者や交際相手からの暴力」の性別に関わる人権侵害について回答した割合が、いずれも過去の調査と比較して増加しており、男女平等意識の啓発を図るとともに、女性に対する差別的言動及び暴力の根絶に向けた取組や相談体制の充実が必要です。

（別冊「市民意識調査」　7,10,13頁参照）

女性に関することがらで、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか

（市民意識調査）

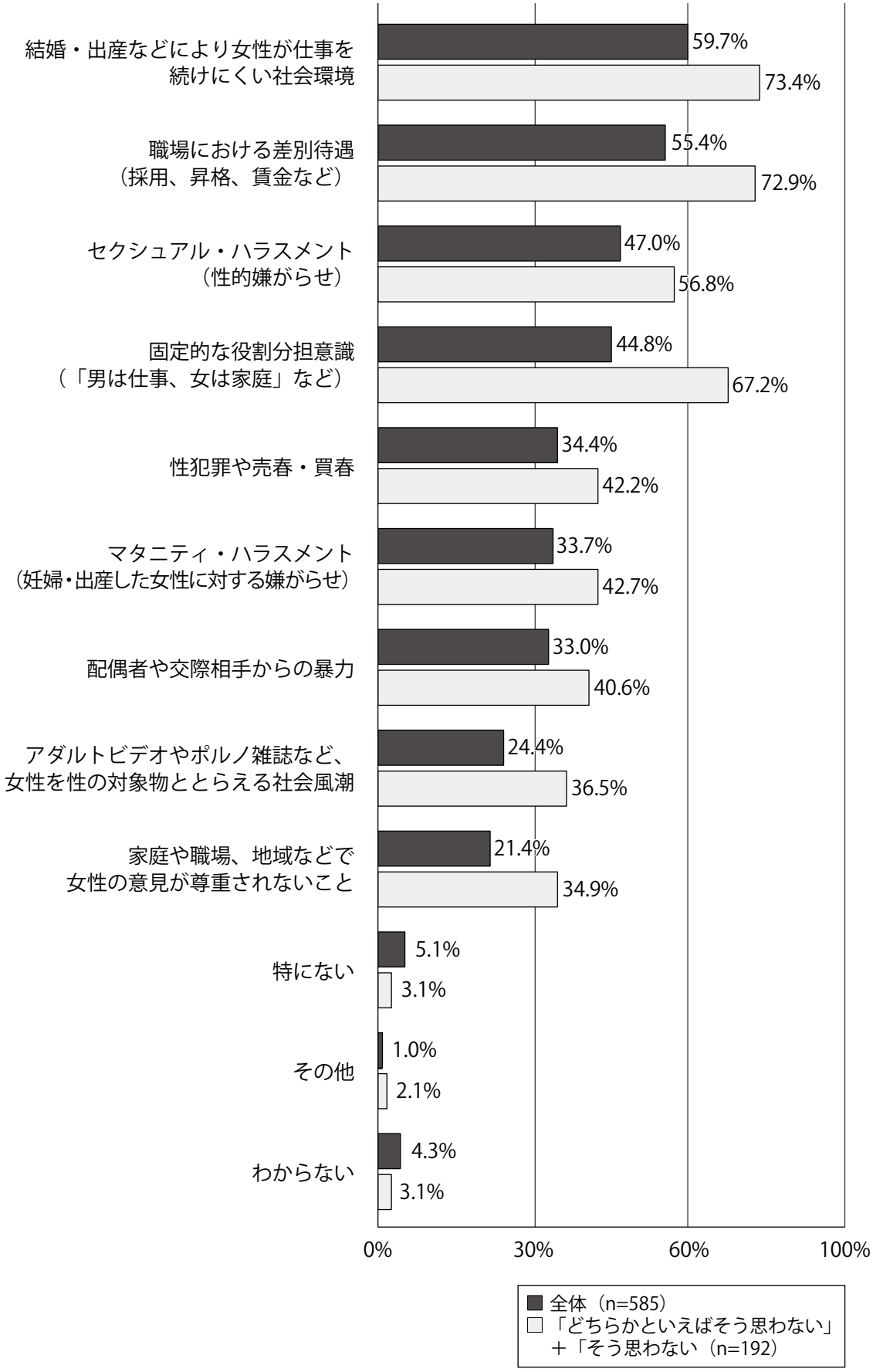

今後の施策

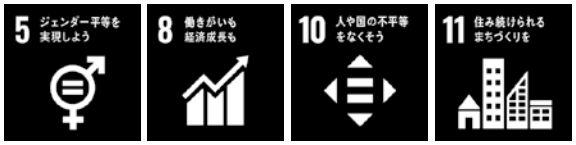

1　あらゆる暴力（ＤＶ）の未然防止、早期発見のための啓発推進と被害者への相談・支援体制の充実を図り、住み慣れたまちで安心して暮らせる地域づくりを推進します。

2　性別に関わりなく個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けた環境づくりを促進するため、「第四次佐久市男女共同参画プラン」に基づき、職場・家庭・地域・学校などのあらゆる場において、男女平等・男女共同参画の視点に立った意識啓発を推進します。

3　あらゆる分野において女性の参画を促進し、女性活躍のための施策を推進します。

（※１）セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）

職場・学校などで、「相手の意思に反して不快や不安な状態に追いこむ性的な言葉や行為」を指す。職場に限らず一定の集団内で、性的価値観により、快不快の評価が分かれ得るような言動を行ったり、そのような環境を作り出すことを広く指して用いる。

（※２）ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）

配偶者や恋人など親密な関係にある（又はあった者）からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動。内閣府は、人によって異なった意味に受け取られる恐れがあるため、「ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）」という言葉を正式には使用していないが、この計画においては、上記の意味を指す言葉として使用している。

（※３）マタニティ・ハラスメント（マタハラ）

妊娠・出産に伴う労働制限・就業制限・産前産後休業・育児休業によって業務上支障をきたすという理由で、精神的・肉体的な嫌がらせを行う行為のことを指す。妊娠中に嫌がらせによる流産の危険性もあり、男女雇用機会均等法・育児介護休業法・労働基準法に違反する場合も多い。

5　高齢者の人権に関すること

現状と課題

人権は生涯にわたり保障されるものであり、年齢による身体的・精神的機能の低下などの高齢者の特性によって差別されることがあってはなりません。しかし、それらの特性に対する偏見によってのけ者にすることや、家族や介護者からの虐待、悪質商法・特殊詐欺などの被害によって財産権が侵害されることなどの人権問題が、高齢者に多く発生しています。

市民意識調査の「関心がある人権問題」の質問に対し、41.9％の方が「高齢者の人権」を挙げています。また、「高齢者に関することがらで、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか」の質問に対しては、「詐欺や悪徳商法の被害が多いこと」の割合が最も高く、「収入が少なく、経済的に自立できないこと」、「家族や介護者から身体的、心理的等の虐待があること」が続いています。

過去の調査と比較すると、「詐欺・悪徳商法」や「家族からの虐待」についての割合が増加しており、少子高齢化や核家族化の進展によって、高齢者のみで生活する世帯の増加や、それに伴う家族の介護力の変化が影響していると考えられます。高齢者の誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる社会の実現のため、年齢に関わらず一人ひとりが尊重される社会づくりが必要です。

（別冊「市民意識調査」　7,20,23頁参照）

今後の施策

1　安心して暮らせる地域づくりのため、関係機関・団体と連携を図り、「佐久市老人福祉計画・第８期介護保険事業計画」の事業を推進します。

2　高齢者の生きがいづくりや、社会に貢献する機会を推進するため、関係機関などと連携し、創錬の森市民大学などの生涯学習機会の提供や、地域活動などの参加を支援します。

3　高齢者に対する虐待の防止や成年後見制度の活用など、高齢者の権利擁護を図ります。

4　財産権の侵害である詐欺・悪徳商法の被害から守るため、市内郵便局や警察をはじめとした関係機関と連携した情報発信などの啓発の推進及び相談体制づくりに努めます。

高齢者に関することがらで、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか

（市民意識調査）

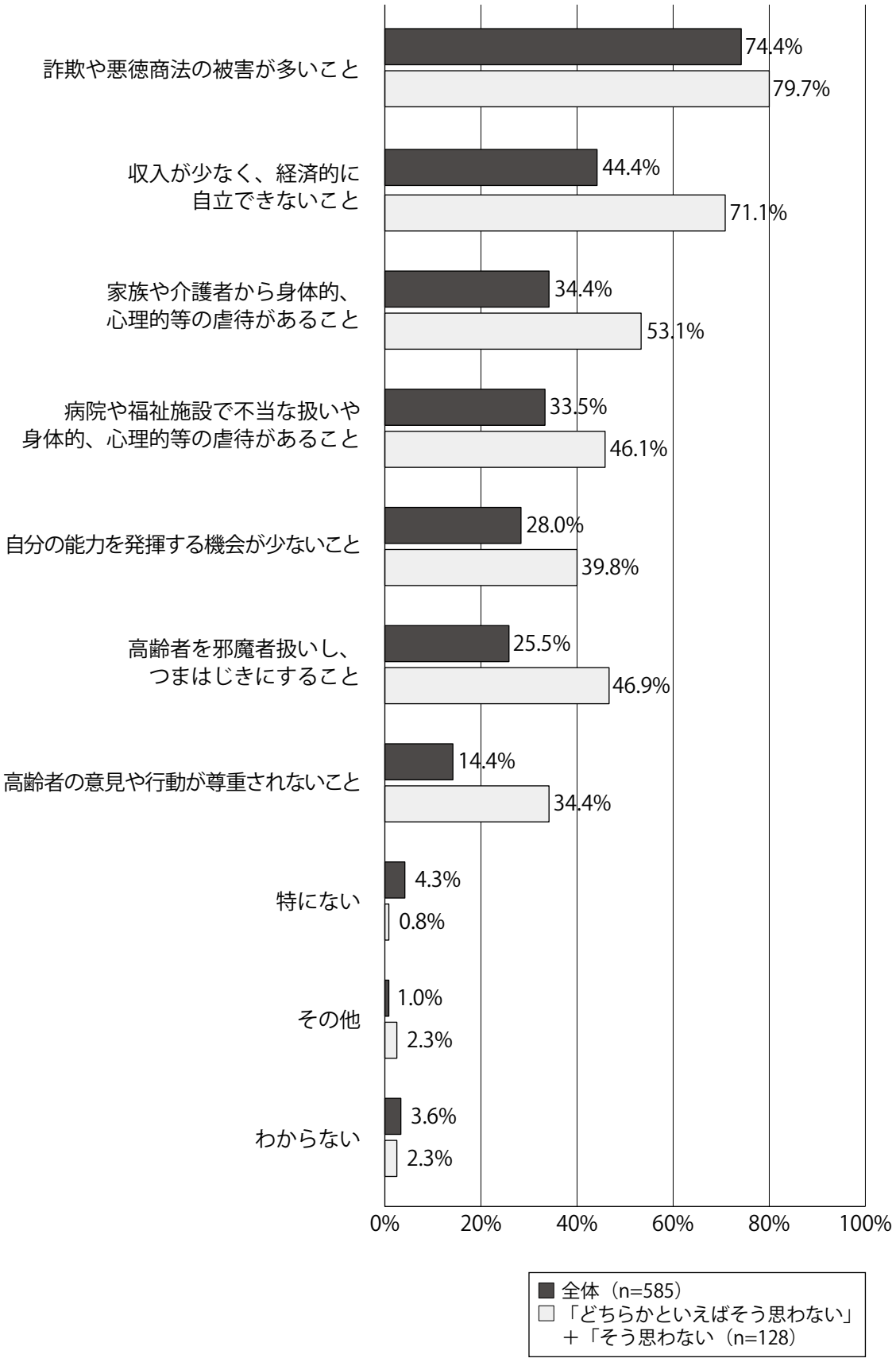

6　外国人の人権に関すること

現状と課題

日本に在住する外国人の増加に伴い、外国人と日本人とがともに地域に暮らす住民として、互いの文化や生活習慣を認め、尊重しあう社会づくりが求められています。しかし、言語や文化・生活習慣の違いから生じる誤解や偏見から、外国人を排斥しようとする差別的言動が、いわゆるヘイトスピーチとして社会問題となっています。

市民意識調査の「関心がある人権問題」の質問に対し、28.0％の方が「外国人の人権」を挙げています。また、「外国人に関することがらで、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか」の質問に対しては、「職場における差別待遇」や「生活に必要な情報が十分手に入れられないこと」の割合が高く、仕事や生活の場面で苦しい状況に置かれていることが伺える結果となりました。

しかし、「外国人の人権が尊重されている社会だと思いますか」の質問に対し、「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」と回答した方に限ると「地域社会での受け入れが十分でないこと」と回答した割合が一番高いことが分かります。

平成28年に施行された「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」に基づき、より広い価値観や考え方を身につけ、多様な文化を理解し、尊重することで差別をなくしていく取組が必要です。

（別冊「市民意識調査」　7,35,38頁参照）

外国人に関することがらで、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか

（市民意識調査）

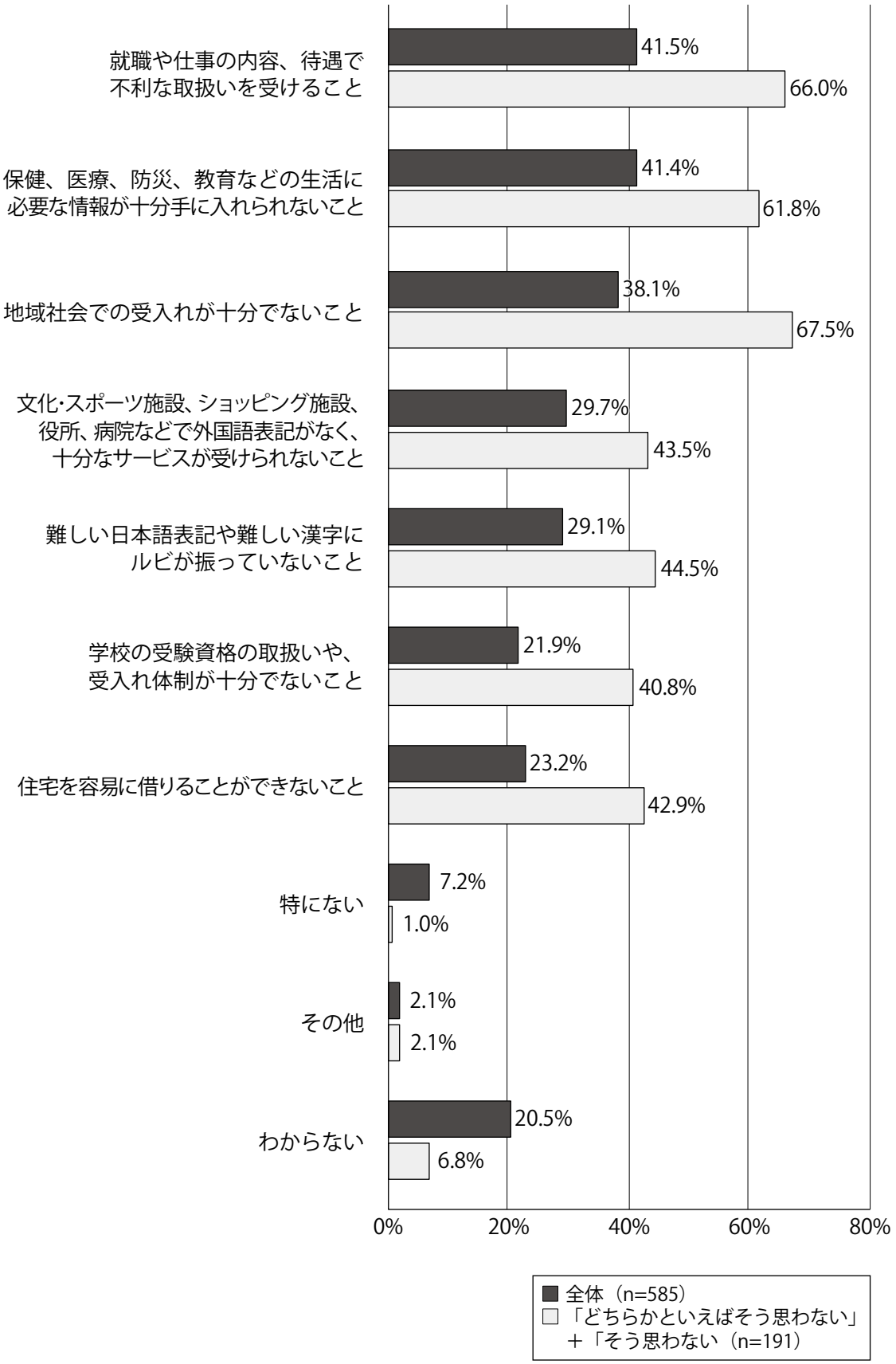

今後の施策

1　国籍の違う市民の交流を積極的に推進し、市民一人ひとりがお互いの言葉や文化、生活習慣に対する理解を深めるための啓発活動を推進し、多文化共生社会の実現を図ります。

2　関係機関などと連携した相談体制づくりと、市内案内表示などの外国語併記、外国語による情報提供を推進します。

3　海外研修、国際理解教育を進め、国際感覚の豊かな人材の育成に努めます。

4　「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」に基づき、外国人に対する正しい知識や理解を深めるための人権教育・啓発活動を推進します。

7　インターネットによる人権侵害に関すること

現状と課題

インターネットの普及により、私たちの生活は飛躍的に便利になりました。一方で、ＳＮＳなどでの特定の個人を対象とした誹謗中傷や、同和問題、障がい者、外国人などに関する差別的な表現の書き込みなど、インターネットを悪用した人権侵害が大きな問題となっています。

市民意識調査の「関心がある人権問題」の質問に対し、54.9％の方が「インターネットによる人権侵害」を挙げています。

インターネット上で発信された情報は世界中に公開されますが、発信した方の顔が見えないため、その特性を悪用した人権侵害が発生しやすく、市民意識調査の「見聞きしたことがあるインターネットを悪用した人権侵害事例」の質問に対する回答においても、女性、外国人、性的マイノリティ、障がい者など、様々な属性の方に対しての誹謗中傷が認識されています。また、子どもについても、インターネットを利用したいじめが人権問題として認識されており、あらゆる年代と属性とに幅広く共通した課題となっています。

当市においても、インターネット上で、特定の地域を同和地区であると公開する事案が発生しています。

こうしたインターネット上の人権侵害に対し、国においては、「プロバイダ責任制限法」(※1)の制定を中心に、プロバイダによる権利侵害情報の削除を促進する環境整備を進めていますが、被害者の救済と発信者の表現の自由という重要な権利・利益のバランスを取る中で、課題が山積しており、より円滑に被害者救済を図るべく法改正が議論されている現状です。

インターネットを利用するときでも、直接人と接するときと同じようにルールやモラルを守り、相手の人権を尊重し、加害者にも被害者にもならないようにするための人権教育・啓発が必要です。

（別冊「市民意識調査」　7,80頁参照）

（※１）プロバイダ責任制限法

正式名称は「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」という。平成13年に制定。インターネットサービスの提供や、匿名掲示板・SNSなどの運営を行う「特定電気通信役務提供者（プロバイダ）」に対して、権利侵害情報が掲載された場合や、その情報をプロバイダが削除した場合の損害賠償責任の制限と、発信者情報の開示について定めた法律

インターネットを悪用した人権侵害事例を、見聞きしたことがありますか

（市民意識調査）

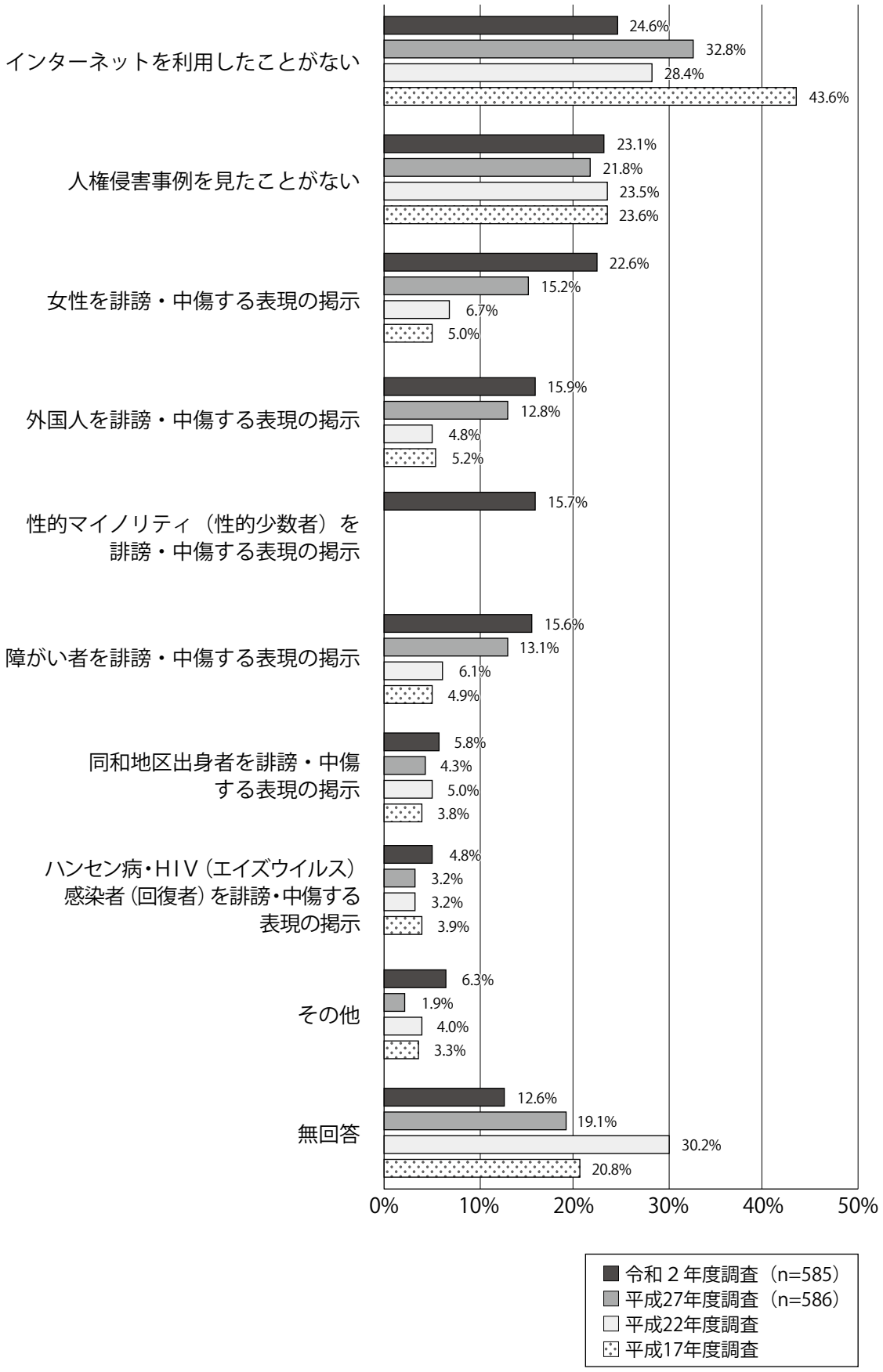

今後の施策

1　様々な学習、研修会などを通じて、人権尊重や差別解消の立場に立ったモラルあるインターネット利用の啓発に努めます。

2　インターネットを介した人権問題が発生した場合、法務局をはじめとする関係機関などと連携し、権利侵害情報の削除を要請するなど適切な対応を図ります。

3　差別的書き込みや、個人情報の無断掲示などのインターネット上における人権やプライバシーの侵害問題に対応出来るよう、県や他機関と連携し、モニタリングの体制づくりを図ります。

8　その他様々な人権問題に関すること

現状と課題

様々なことがらにおいて、誤った知識、理解の不足や偏見などによる差別などの人権問題が発生しています。社会全体で問題意識を共有し、一体となって解消に向けた取組を推進する必要があります。

（１）新型コロナウイルス感染症に関連した人権侵害

世界的に流行した新型コロナウイルス感染症に関連して、感染者や医療従事者などに対する誹謗中傷や差別などの人権侵害が問題となっています。

（２）犯罪被害者等の人権

犯罪被害者やその家族が、興味本位のうわさや心ない中傷などにより、名誉を傷つけられたり、私生活の平穏を害されたりする人権問題が発生しています。

（３）AIDS（エイズ）患者及びHIV感染者・ハンセン病患者（回復者）の人権

AIDS（エイズ、後天性免疫不全症候群）及びHIV（ヒト免疫不全ウイルス）や、ハンセン病などの感染症に対する知識や理解の不足から、社会生活の様々な場面で感染者や回復者に対する差別や、プライバシー侵害などの人権問題が発生しています。

（４）北朝鮮当局による拉致問題など

「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」により、拉致問題の解決をはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされています。

（５）刑を終えて出所した人の人権

刑を終えて出所した方やその家族に対する根強い偏見により、就職差別や住居の確保が困難であるなどの人権問題が発生しています。

（６）性同一性障害者及び性的指向に関する人権

性同一性障害者（心と体との性が一致しない者）や、同性愛者など性的指向に関して少数派の方々などの性的マイノリティの方々に対する理解の不足や偏見により、社会生活の様々な場面で人権問題が発生しています。

（７）人身取引

性的搾取、強制労働などを目的とした人身取引は、重大な犯罪であるとともに、基本的人権を侵害する深刻な問題です。

（８）東日本大震災に起因する人権侵害

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う風評に基づく差別的取り扱いなど、東日本大震災に起因する人権問題が発生しています。

今後の施策

1　様々な差別・人権問題に関して、関係機関などと連携し、市民に正しい知識や情報の提供を行い、人権教育・啓発活動を推進するとともに、関係機関と連携した相談・支援体制づくりを図ります。

「性的マイノリティ」について

性同一性障害及び性的指向に関して少数派の人々、いわゆる「性的マイノリティ」の人々について、「ＬＧＢＴ」などと呼ばれることがあります。

Ｌ：女性の同性愛者（Lesbian、レズビアン）
Ｇ：男性の同性愛者（Gay、ゲイ）
Ｂ：両性愛者（Bisexual、バイセクシュアル）
Ｔ：性同一性障害（Transgender、トランスジェンダー）

しかしながらＬＧＢＴという言葉が認知されていくに従い、「性的マイノリティ」とは上記のいずれかであるとの誤解が生まれています。
そのため、ＬＧＢＴの他にも

Ｑ：自分の性自認がわからない・決めていない（Questioning、クエスチョニング）
Ｉ：男性・女性のどちらとも断言できない身体構造を持つ人（Intersex、インターセックス）
Ａ：どちらの性に対しても性的欲求を抱かない人（Asexual、アセクシュアル）

などの性の他、これら以外の性や、現在名前のついていない性を表す「＋（プラス）」を加えた「ＬＧＢＴＱ（＋）」や「ＬＧＢＴＱＩＡ（＋）」といった言葉が使われるようになっています。
また、ＬＧＢＴ以外にも多様な性があることを、複数形を表す「ｓ」で表現した「ＬＧＢＴｓ」という言葉もあります。

第３章

人権同和教育・啓発の推進

第３章　人権同和教育・啓発の推進

部落差別をはじめとするあらゆる差別のない人権尊重社会の実現には、市民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく理解し、人権に配慮した行動を体得するための人権同和教育と啓発活動が重要な役割を担っています。

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(※1)や「部落差別の解消の推進に関する法律」を踏まえながら、就学前、学校、企業、地域などあらゆる場において、人権同和教育・啓発の施策を一層推進します。

１　就学前における人権同和教育

現状と課題

市内の保育所・幼稚園においては、就学前の子どもに対し日々の生活や遊びの中で、生命の大切さや、友だちなどの周囲との関係の中でお互いを尊重する意識の芽生えとなる「思いやりの心」を育んでいます。

保護者をはじめ身近にいる大人は、子どもの成長に大きな影響を与えます。このため、家庭、保育所・幼稚園及び地域が一体となった、知識の普及と人権意識の高揚を図る必要があります。

今後の施策

1　保育所・幼稚園において、職員や保護者などを対象に、人権同和問題を正しく理解するための各種研修会を開催し、知識の普及と人権意識の高揚を図ります。

2　家庭、保育所・幼稚園及び地域が一体となって、子どもの「思いやりの心」の醸成を図ります。

（※１）人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

人権尊重に関する認識の高まり、不当な差別の発生などの人権侵害の現状及び人権の擁護に関する内外の情勢に鑑み、人権教育及び人権啓発についての国・地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定めるため平成12年に制定された法律

2　学校における人権同和教育

現状と課題

市内の各学校においては、人権教育強調旬間を設け、児童生徒を対象とした人権講話などを実施し、人権同和教育の重点的な指導を行うとともに、人権同和教育副読本「あけぼの」の活用などにより、各学校・学級の実態に応じた内容を扱いながら児童生徒の人権意識の高揚を図ってきました。

また、教職員を対象とした「教職員人権同和教育研修会」(※1)や「新任・転入教職員人権同和教育研修会」(※2)などの研修会を実施し、指導力の向上に取り組んできました。

さらには、保護者を対象とした講演会及び研修会を実施することで、児童生徒だけでなく、学校・家庭と連携した人権同和教育を推進してきました。

しかし、情報化の進展などの社会環境の変化により、人権問題は複雑化・多様化しています。

こうした課題に適切に対応していけるよう、より一層の教職員の研修の機会の確保と内容の充実を図り、人権同和教育を推進するための人材の養成と支援に取り組むことで、お互いの人権を尊重することの重要性を正しく理解した「人権尊重社会」の担い手の育成を図ります。

今後の施策

1　全ての児童生徒がお互いの人権を尊重し、よりよく生きる社会の実現のため、副読本「あけぼの」を継続的に活用しながら、全ての学校教育活動を通じた人権同和教育を推進します。

2　教職員に対し、社会的立場の自覚、人権同和問題を自らの課題として捉え、人権同和問題に対しての認識を深めるとともに、指導力や資質の向上を図るための研修や支援の取組を推進します。

3　人権同和教育の公開授業や研修会の充実に努めるとともに、保護者への研修会を実施するなど、学校・家庭・地域が一体となった人権同和教育・啓発活動を推進します。

（※１）教職員人権同和教育研修会
市内の教職員を対象とした研修。併せて代表校による同和教育実践発表を実施している。

（※２）新任・転入教職員人権同和教育研修会
新任及び市外からの転入教職員を対象とした研修。平成25年度より実施している。

3　企業における人権同和教育

現状と課題

日本では、憲法で職業選択の自由を保障していますが、昭和50年に「部落地名総鑑事件」(※1)が発生しました。同和地区の所在などを記載した差別図書が出版され、多数の企業がこれを購入し、同和地区出身者の就職の機会が差別によって不当に奪われていたことが判明しました。

その後、企業における同和問題解決への社会的責任が重視され、公正採用選考などの取組が実施されてきました。

しかし、生活実態調査によると、差別を受けたことが「ある」「見たり聞いたりしたことがある」場面として、「職場」と「就職の際」を合計すると38.3％もあり、一層の公正採用と就職差別の撤廃を促進する取組が必要です。

また、国際的にも、企業活動における人権尊重は重視されています。少子高齢化、情報化、グローバル化など、大きな変化を迎えている日本国内において、多様な人材の能力を最大限活用した企業活動を展開していくためにも、障がいのある方への合理的配慮や雇用の拡大、男女共同参画の推進、高齢者の就労機会の拡大、多文化共生への理解や、ワーク・ライフ・バランスの実現、あらゆるハラスメントの防止など、企業に対し人権を尊重した責任ある行動が求められています。

佐久市では、平成17年に発足した「佐久市企業人権同和教育推進連絡協議会」(※2)を中心に、公正な採用選考の推進と職場からあらゆる差別をなくし、労働強制などの不当な待遇や就職差別、パワー・ハラスメント(※3)などのない働きやすい職場づくりを推進するため、企業に対する学習会・研修会を開催し、また、人権に関する周知活動など、企業における人権同和教育・啓発活動を進めています。

人権尊重が企業活動の国際標準とされる中、企業に対し人権を尊重した責任ある行動を促進するための人権同和教育・啓発活動の一層の取組強化が必要です。

今後の施策

1　企業での公正採用と就職差別の撤廃に向けて、関係機関との連携による取組を促進します。
2　人権啓発資料の配布やＤＶＤなどの貸出による啓発活動の充実を図ります。
3　関係機関と連携し、より多くの学習機会の確保に努め、企業における人権を尊重した責任ある行動を促進するための人権同和教育・啓発活動の推進を図ります。

（※１）部落地名総鑑事件

昭和50年12月、「人事極秘・部落地名総鑑」などの差別図書の存在が明るみに出た。同和地区の新旧地名、所在地、世帯数、職業などを載せたもので、国によって回収された結果、分かっただけでも全国で約200社が購入しており、これを利用して同和地区出身者を不採用にしていた企業や結婚に際して身元調査をしていた人もいた。

平成27年にも、復刻版として書籍が出版されそうになり、また、電子データ版の部落地名総鑑も発見されている。

こうした本は、同和地区の人々の就職や結婚の機会を妨げるなど、様々な差別を拡大する極めて悪質なものである。

（※２）佐久市企業人権同和教育推進連絡協議会

平成17年に発足し、令和３年４月１日現在、126社の加盟があり、職場からあらゆる差別をなくし、使用者による労働強制などの不当な待遇のない働きやすい職場づくりを推進している。

（※３）パワー・ハラスメント（パワハラ）

閉鎖的な環境において立場や権力や階級といった上下関係を利用し、本来業務の適正な範囲を超えて、継続的に人格や尊厳を侵害する言動を行い、就労者の働く環境を悪化させる、あるいは雇用不安を与えることを指す。本人の意志に反する事を強要すること。

4　地域における人権同和教育

現状と課題

佐久市では、人権尊重社会を目指し、部落差別をはじめあらゆる差別に対して、市民の正しい理解と認識を培うためにあらゆる機会を捉えて、人権尊重についての人権同和教育・啓発活動に努めてきました。

様々な人権問題がメディアやインターネットを通じて取り挙げられる中、市民意識調査からは、市民の人権問題への関心の高まりが見られます。

しかし、人権問題に関する講演会・研修会などへの参加や、啓発冊子・パンフレットなどを目にした割合は、ほとんどの項目で前回調査より減少しています。

差別は日本社会の慣行の中や身近にも様々な形で存在しており、“寝た子を起こすな”などの「問題を口に出さず、そっとしておけば差別はなくなる」という考え方では、正しく人権同和問題を理解する機会が失われてしまい、情報化が進展する社会の中で、差別や偏見などに触れてしまった際に、誤った考え方を身につけ、更なる差別を招くことにもなります。

このような状況から、学校・企業だけでなく、地域ごとの人権課題を把握し、地域拠点施設などを利用した学習機会を設けることにより、地域社会として、あらゆる人権問題について学べる、実践的な人権同和教育・啓発活動を進めながら、意識の変革を行っていくことが必要です。

（別冊「市民意識調査」　7,85～88頁参照）

今後の施策

1　市民一人ひとりが人権同和問題を正しく理解するため、佐久市人権同和教育推進員(※1)による人権同和教育講座などの地域を中心とした研修の機会と充実を図ります。

2　より多くの市民の関心を集め、自らの課題として理解を深め、実践するための効果的な人権同和教育・啓発の広報活動を推進します。

3　人権侵害は正しい学習と理解により、無くすことが出来ることを誰もが自覚し、人権侵害を無くしていくための学習機会の提供を図ります。

（※１）佐久市人権同和教育推進員

各地域において、人権同和教育の推進と、差別意識の解消のため、研修会などの取組を行っている。（定数26名）

人権問題に関する次のようなことに、参加したり、見たりした経験がありますか

（市民意識調査）※抜粋

講演会・研修会

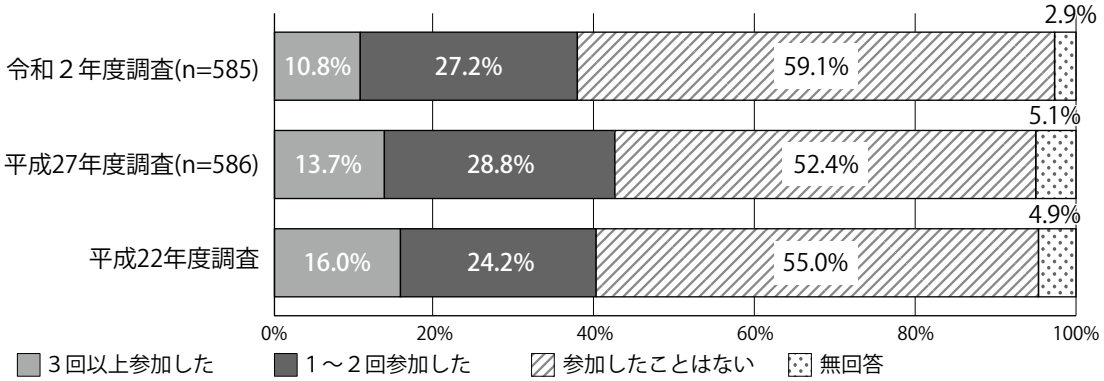

人権フェスティバルなどのイベント

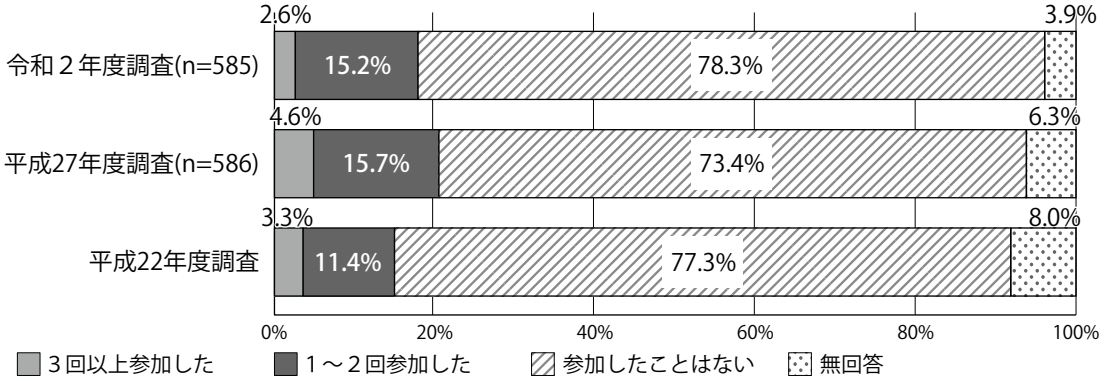

啓発冊子などのパンフレット

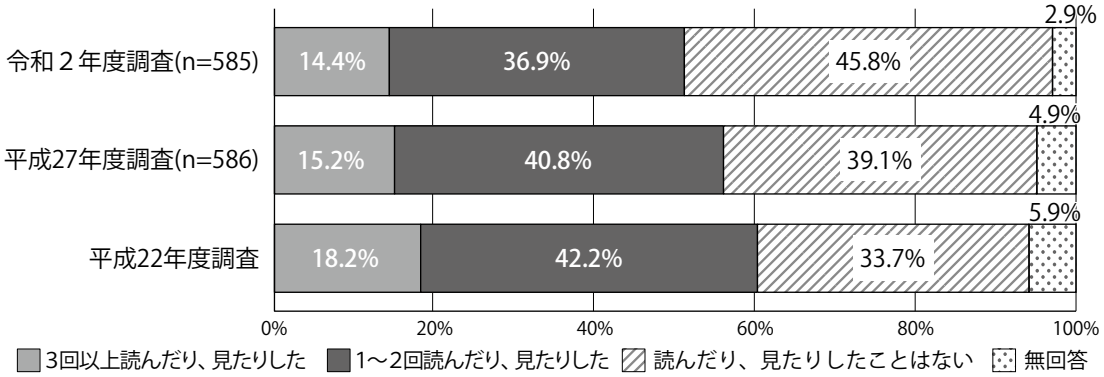

インターネット

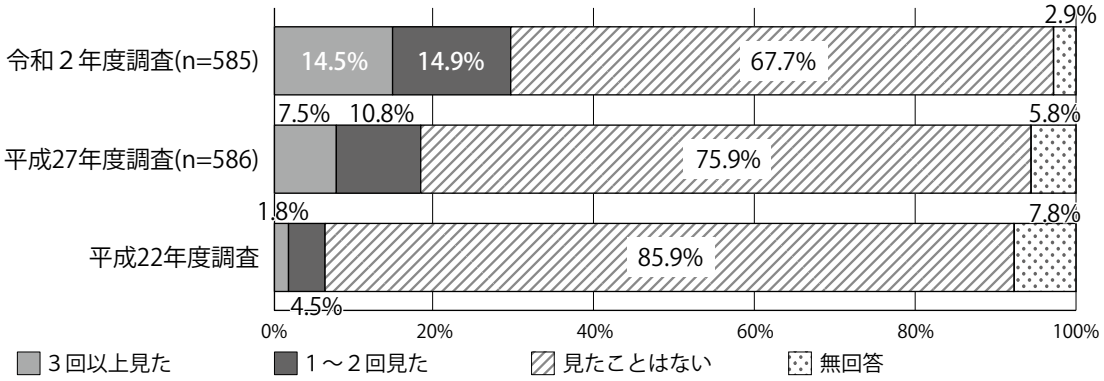

第４章

相談体制の充実と人権擁護の確立

第４章　相談体制の充実と人権擁護の確立

部落差別をはじめとするあらゆる人権問題に対し、関係機関が連携して相談への対応、救済と擁護、施策の推進を行うための体制の充実を図ります。

１　人権相談体制の充実

情報化の進展などの社会情勢の変化に伴って、人権問題は複雑化・多様化しているため、相談の対応に際し、様々な関係機関による連携が必要です。

また、人権三法それぞれに地方公共団体に対し、「相談に的確に応ずる体制の充実を図るよう努める」ことが規定されています。

市民意識調査によると、自分の人権が侵害されたことが「ある」とした方に対する「そのとき、だれかに相談しましたか」の質問に対する回答では、友人や同僚、家族などに相談した割合や、「自分で処理（解決）した」「何もしなかった」の割合が多く、「法務局」や「人権擁護委員」などの公的機関などへ相談した割合は極めて低い現状となっています。

そのため、広く市民に利用してもらえるよう相談窓口の周知や活動内容の情報提供を推進します。また、複雑化・多様化している人権問題や犯罪被害者等への人権侵害における相談窓口や支援に関係する庁内各部署、その他各相談機関との連携・協力体制づくりによる相談・支援体制の充実強化を図ります。

（人権が侵害されたことが「ある」と答えた方に）そのとき、誰かに相談しましたか

（市民意識調査）

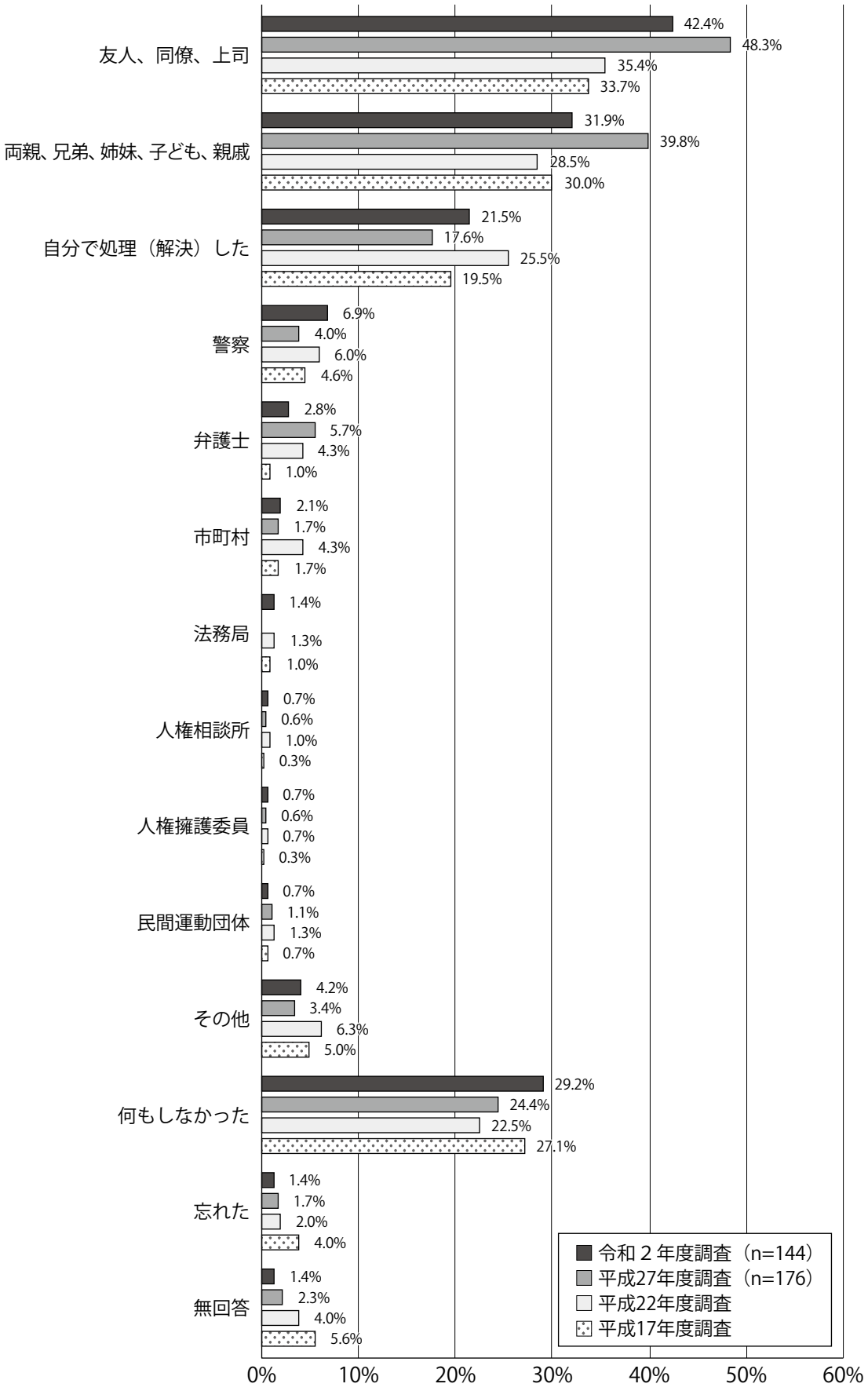

○主な相談窓口

相談できる内容	相談機関	
人権全般に関する相談	人権同和課 ☎0267-62-3135	月～金 （祝日・年末年始を除く） 8：30～17：15
人権全般に関する相談	長野地方法務局佐久支局 人権なんでも相談所 ☎0267-67-2272	火曜、木曜のみ （祝日・年末年始を除く） 9：00～16：00
生活上の相談、人権に関する相談	佐久市中央隣保館 ☎0267-62-0991	月～金 8：30～17：15 （祝日・年末年始を除く） 毎月第３土曜日 9：00～13：00
	浅科人権文化センター ☎0267-58-2039	月～金 8：30～17：15 （祝日・年末年始を除く） 毎月第３土曜日 13：30～16：30
	望月人権文化センター ☎0267-51-1135	月～金 8：30～17：15 （祝日・年末年始を除く） 毎月2・4土曜日 （1月のみ第2.3.4土曜日） 9：00～13：00
児童虐待に関する相談	児童相談所 全国共通ダイヤル189	毎日24時間
	長野県　児童虐待・DV 24時間ホットライン ☎026-219-2413	毎日24時間
	子育て支援課 ☎0267-62-2111	月～金 （祝日・年末年始を除く） 8：30～17：15
家庭環境や先生・友人関係の問題など学校教育相談全般 児童生徒・保護者の皆さんが持つ、心理的な悩み（いじめ・人間関係・生きる悩み他）に関する相談	佐久市教育委員会 （スクールメンタルアドバイザー） ☎0267-62-2918 0267-62-3478	月～金 （祝日・年末年始を除く） 8：30～18：00

相談できる内容	相談機関	
子どもの性格・生活習慣・学校生活・非行・家庭環境に関する相談	子育て支援課子育て支援係 （家庭児童相談員 ・子ども特別対策推進員） ☎0267-62-3149	月～金 （祝日・年末年始を除く） 9：00～16：00
	各児童館館長 （家庭児童相談員まで）	月～金 （祝日・年末年始を除く） 13：00～16：00
障がい福祉に関する相談 障がい者虐待・差別に関する相談	福祉課　障害福祉係 ☎0267-62-2111（内線282）	月～金 （祝日・年末年始を除く） 8：30～17：15
	臼田支所　高齢者児童福祉係 ☎0267-82-3124	
	浅科支所　高齢者児童福祉係 ☎0267-58-2078	
	望月支所　高齢者児童福祉係 ☎0267-53-3111	
障がいをお持ちの方やその家族の相談	佐久市障害者自立生活支援センター ☎0267-64-0212	月～金 （祝日・年末年始を除く） 8：30～17：15
配偶者等からの暴力（DV）に関する相談	長野県　児童虐待・DV 24時間ホットライン ☎026-219-2413	毎日24時間
	福祉課　地域福祉係 （女性相談員） ☎0267-62-2111（内線213）	月～金 （祝日・年末年始を除く） 8：30～17：15
64歳までのこころや体に関する一般健康相談	健康づくり推進課健康増進係 ☎0267-62-3189	月～金 （祝日・年末年始を除く） 8：30～17：15
	臼田支所　健康づくり推進係 ☎0267-82-3115	
	浅科支所　健康づくり推進係 ☎0267-58-2089	
	望月支所　健康づくり推進係 ☎0267-53-3111	
65歳以上のこころや体に関する一般健康相談	高齢者福祉課高齢者支援係 ☎0267-62-3157	月～金 （祝日・年末年始を除く） 8：30～17：15
	臼田支所　高齢者児童福祉係 ☎0267-82-3124	
	浅科支所　高齢者児童福祉係 ☎0267-58-2078	

相談できる内容	相談機関	
65歳以上のこころや体に関する一般健康相談 高齢者の虐待に関する相談	望月支所　高齢者児童福祉係 ☎0267-53-3111	月～金 （祝日・年末年始を除く） 8：30～17：15
	佐久平・浅間 地域包括支援センター ☎0267-88-6281	
	岩村田・東 地域包括支援センター ☎0267-67-6910	
	中込 地域包括支援センター ☎0267-64-1751	
	野沢 地域包括支援センター ☎0267-63-8430	
	臼田 地域包括支援センター ☎0267-81-5100	
	浅科・望月 地域包括支援センター ☎0267-53-8801	
犯罪等の被害の未然防止など安全に関する相談	佐久警察署 ☎0267-68-0110	毎日24時間 （夜間・休日は当直が対応）
	警察本部生活安全企画課 警察安全相談窓口　＃9110 ☎026-233-7830	
犯罪被害に関する届け出、悩みなどの相談	長野犯罪被害者支援センター ☎026-233-7830	月～金 （祝日を除く） 10：00～16：00
	警察本部捜査第一課 女性被害犯罪ダイヤルサポート　110 ☎026-234-8110	月～金 （祝日を除く） 9：00～17：00 土・日・祝日は留守番電話
「生きるのがつらい」 「悩みを聞いて欲しい」 「どこに相談したらいいか分からない」 「つらくてどうしようもない」等のこころの相談	心のほっとライン・佐久 （健康づくり推進課健康増進係） ☎0120-07-5560	月～金 （祝日・年末年始を除く） 8：30～17：15

2　個人情報の保護

第三者が本人の知らないところで戸籍謄本や住民票の写しを不正に取得するなどして行われる身元調査は、プライバシーの侵害であり、結婚差別や就職差別などにつながるおそれのある人権侵害です。

こうした差別的な身元調査に対し、個人に関する情報を保護する観点から、平成20年に戸籍法の一部が改正され「本人確認」が必要となり、戸籍の請求の際には、全ての請求者に対し写真付き証明書などによる本人確認が実施されています。

佐久市では、本人が知らないところでの第三者による住民票などの不正請求及び不正取得の抑止及び防止を図るため、平成26年４月から「本人通知制度・本人告知制度」を実施しています。

今後も、個人情報の保護に関する法令などを遵守し、市が保有する個人情報の保護に努め、人権侵害につながる身元調査・問い合わせなどに対する的確な対応ができるよう職員の資質の向上に努めます。

（１）本人通知制度について

本人通知制度は、佐久市に住所のある方の住民票の写しや佐久市に本籍のある方の戸籍謄抄本などを本人の委任状により、代理人に交付した場合に、その交付した事実を本人にお知らせする制度です。

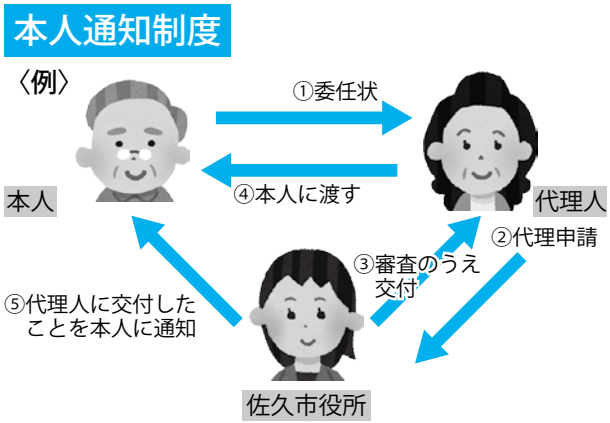

（２）本人告知制度について

本人告知制度は、住民票の写しや戸籍謄抄本などが法令などに基づく第三者に不正取得されたことが明らかになった場合に、不正に取得された事実をお知らせする制度です。

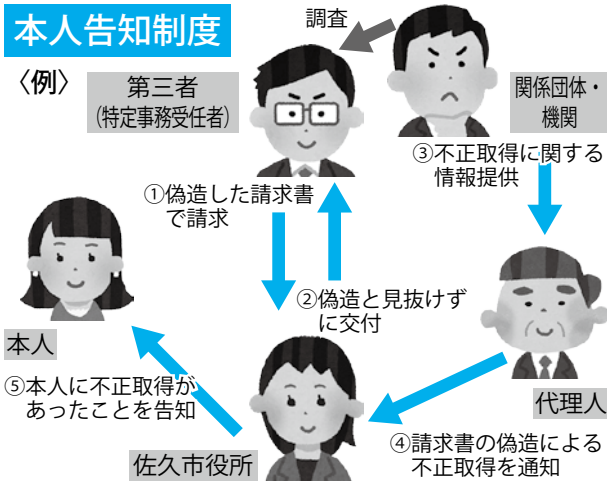

3　人権侵害の救済と擁護

市民意識調査によると、「自分の人権が侵害されたことがある」と回答した方のうち、誰かに相談した結果、「解決した」「十分ではないが解決した」と回答した方の合計が22.6％となっています。

人権侵害の被害者が救済を必要とする場合には、関係法令に基づいた適切な機関による人権救済が受けられる仕組みが必要です。

人権侵害の被害者と適切な救済機関とを結びつけるため、実際に事実関係の調査や救済の措置を行う法務省の人権擁護機関をはじめとした各関係機関との連携の強化を図り、迅速かつ柔軟に対応できる体制づくりを推進します。

インターネット上の人権侵害については、誹謗中傷や差別を助長するような書き込みをチェックし、削除要請などの救済へつなげるため、県や他機関と連携したモニタリング体制の構築を図ります。

犯罪被害者等への人権侵害については、各関係機関との連携強化や市における救済と擁護に関する施策の構築を図ります。

（どなたかに相談された方にお尋ねします）相談した結果はどうでしたか

（市民意識調査）

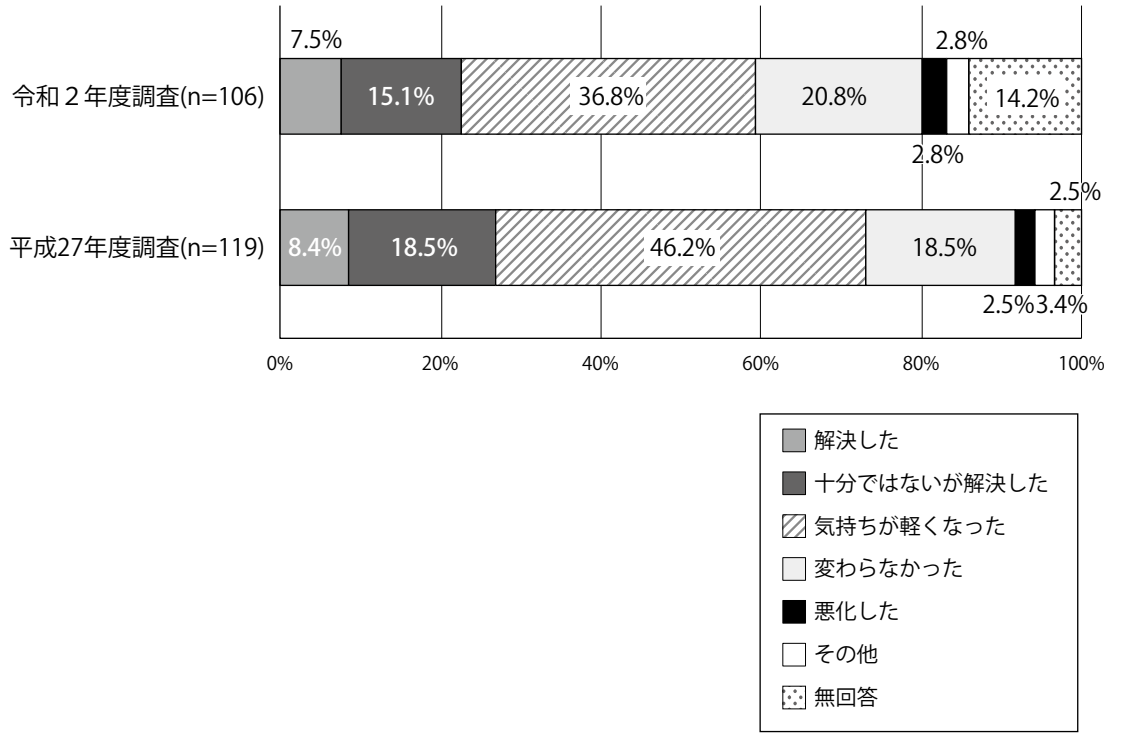

４　佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画の推進体制の整備

様々な分野にわたる人権問題に適切に対応した施策を推進するためには、各分野ごとの専門的な対応と、関連する部局間の効果的な連携が必要であるため、「佐久市人権啓発推進本部」の設置による庁内連携をはじめ、関係機関との連携を図り、総合的かつ効果的な事業の推進を図ります。

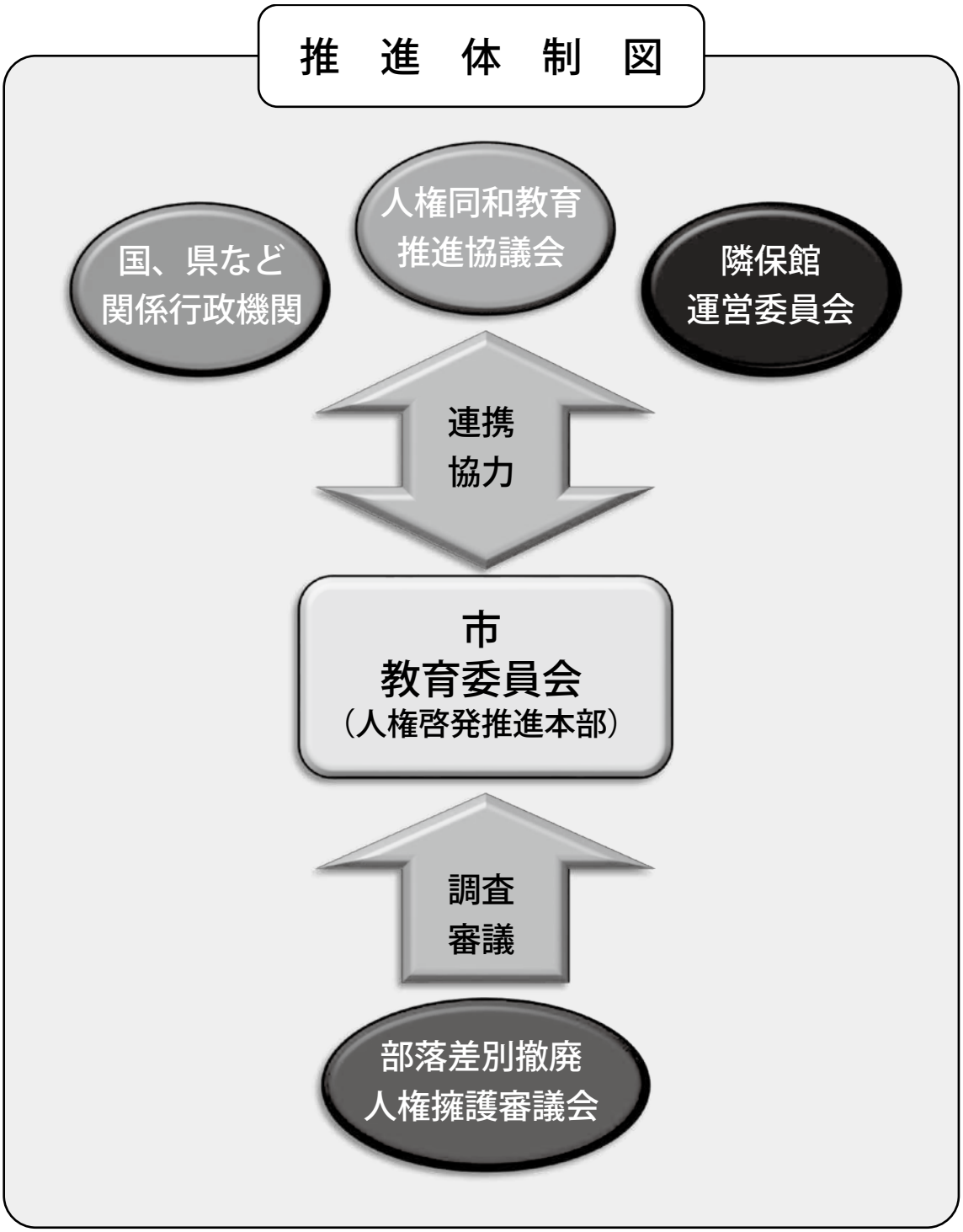

○佐久市部落差別撤廃人権擁護審議会

「佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する条例」第９条に基づき、「佐久市部落差別撤廃人権擁護審議会」が設置されています。

あらゆる差別撤廃と人権擁護に関する重要事項について調査審議します。

○佐久市人権啓発推進本部

「佐久市人権啓発推進本部設置規程」に基づき、「佐久市人権啓発推進本部」が設置されています。

「佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する条例」及び「佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画」に係る関係各部課などの相互の緊密な連携及び協力を確保し、総合的かつ効果的な事業の推進を図ります。

○佐久市人権同和教育推進協議会

「佐久市人権同和教育推進協議会要綱」に基づき、「佐久市人権同和教育推進協議会」が設置されています。

「佐久市人権同和教育基本方針」に基づき、人権同和教育の振興と推進を図り、差別のない明るい社会づくりの推進を図ります。

○佐久市隣保館運営委員会

「佐久市隣保館条例」第７条に基づき、「隣保館運営委員会」が設置されています。

○国、県など関係行政機関との連携

国、県や近隣市町村との連携を図り、情報収集と提供を行い、各種事業を推進します。

○人権擁護推進関係団体

市内の人権擁護推進団体と協力・連携し推進体制を充実するとともに、地域全体の人権意識の高揚と人権擁護の推進を図ります。

第四次佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画の期間内達成目標

部落差別をはじめあらゆる差別の解消を目指す取組として、達成目標を設定します。（必要に応じ随時目標設定する）

項　目		目標値
部落差別をはじめあらゆる差別の解消の推進	同和問題に関すること	隣保館事業 延参加者数：6,000人/年
		厚生住宅払下げ件数 １件／年間
	子どもの人権に関すること	「いじめの現況」のうち現在解決した件数の割合 90％以上
	障がい者の人権に関すること	佐久市社会福祉大会における講演会の開催 参加者数：350人
	女性の人権に関すること	DV被害にあったとき、市に相談窓口があることを知っている市民の割合 85％
	高齢者の人権に関すること	認知症サポーター養成講座 延受講者数：830人
		世代間交流学級の開催 講座数：30
		創錬の森　市民大学・大学院の開催 参加者数：200人
	外国人の人権に関すること	国際交流フェスティバル 参加者数：2,500人
		国際交流サロン 参加者数：300人
人権同和教育・啓発の推進	就学前・学校・企業・地域における人権同和教育	人権同和教育研修会・学習会 延参加者数：9,200人
		人権の花運動（市内小学校） 実施校数：2校
人権侵害の救済と擁護	個人情報の保護	職員人権同和教育研修会 年１回（全職員対象）
調査　市民意識	調査項目 今後の人権教育・啓発のあり方について	選択肢 「どのようにしても人権侵害はなくならない」 20.5％（令和２年）→15.0％以下
調査　生活実態	調査項目 およそいつ頃に差別を受けましたか	選択肢 「現在～5年程前の間に差別を受けた」 5.4％（令和2年）→現状値以下

第三次佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画の期間内における新たな取組

「第三次佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画」の計画期間（平成29年度～令和３年度）における新たな取組は以下のとおりです。

関連する人権課題	計画期間内に新たに実施した取組
同和問題に関すること （部落差別に関すること）	・部落差別に関する総合相談事業
子どもの人権に関すること	・幼児教育・保育の無償化 ・登下校の見守り活動に関する「佐久市見守り活動ガイドライン」「登下校見守り活動ハンドブック」の作成 ・SAKUコスモス育英基金奨学金 ・保育士修学資金貸付事業
障がい者の人権に関すること	・手話言語条例の制定、リーフレットなどによる周知 ・災害時支援用バンダナの作成、配布
女性の人権に関すること	・男女共同参画へ視点を広げた各種講演会や研修会の実施 ・男女共同参画施策の充実（審議会などにおける女性委員登用率の向上） ・各種証明書などへの旧姓の併記
高齢者の人権に関すること	・佐久平・浅間地域包括支援センターを新設
障がい者・高齢者の人権に関すること	・デマンド型交通の拡充
子ども・障がい者・高齢者の 人権に関すること	・第三次佐久市地域福祉計画の策定 ・日本郵便（株）佐久市内郵便局及び佐久警察署との包括連携協定締結
外国人の人権に関すること	・外国語表記の観光パンフレットの作成 ・外国籍住民向けガイドブックの作成、翻訳 ・外国籍住民無料相談会 ・モデル日本語教室 ・エストニア共和国サク市との姉妹都市協定締結
様々な人権問題に関すること	・印鑑登録証明書の性別欄の廃止
個人情報の保護	・佐久市個人情報保護条例の改正（保護対象とする情報の明確化）

資　料

○佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する条例
○佐久市隣保館条例
○佐久市部落差別撤廃人権擁護審議会規則
○佐久市部落差別撤廃人権擁護審議会委員名簿
○諮　問
○答　申
○第四次佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する
　総合計画策定庁内会議・審議会開催経過
○佐久市人権啓発推進本部設置規程
○佐久市人権同和教育推進協議会要綱
○部落解放都市宣言
○日本国憲法（抜粋）
○世界人権宣言
○部落差別の解消の推進に関する法律

○佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する条例

平成17年４月１日条例第99号

（目的）

第１条　この条例は、国民に全ての基本的人権の享有を保障し、法の下の平等を定める日本国憲法、世界人権宣言及び部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）その他差別の解消を目的とした法律の趣旨を基本理念とし、現在もなお存在する部落差別をはじめ、あらゆる差別（以下「差別」という。）は許されないものであるとの認識の下、差別の解消を推進し、人権の擁護を図り、もって平和で差別のない明るい佐久市の実現に寄与することを目的とする。

（市の責務）

第２条　市は、前条の目的を達成するため、国及び県並びに関係団体等との適切な役割分担を踏まえ、連携を図りつつ、差別の解消に必要な施策を行政の全ての分野で積極的に推進し、市民の人権意識の高揚に努めるものとする。

（市民の責務）

第３条　全ての市民は、相互に基本的人権を尊重し、差別をなくすための施策に協力するとともに、自らも差別及び差別を助長する行為をしないよう努めるものとする。

（施策の総合的かつ計画的推進）

第４条　市は、差別をなくすため、生活環境の改善、社会福祉の充実、産業の振興、職業の安定、教育文化の向上及び人権擁護等の施策を、総合的かつ計画的に推進するよう努めるものとする。

（実態調査等の実施）

第５条　市は、前条の施策の策定及び推進に反映させるため、必要に応じ、実態調査等を行うものとする。

（相談体制の充実）

第６条　市は、国及び県並びに関係団体等との適切な役割分担を踏まえて、差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

（教育及び啓発活動の充実）

第７条　市は、国及び県並びに関係団体等との適切な役割分担を踏まえて、差別を解消するため、必要な教育及び啓発活動を行うよう努めるものとす

る。

２　市は、市民の人権意識の向上を図るため、啓発媒体の活用、人権教育指導者及び人権啓発指導者の育成、人権関係団体等との協力関係の強化など、きめ細やかな事業の取組と啓発組織の充実に努め、差別を許さない世論の形成や人権擁護の社会的環境の醸成を促進するものとする。

（推進体制の充実）

第８条　市は、施策を効果的に推進するため、国及び県並びに関係団体等との連携を強め、推進体制の充実に努めるものとする。

（審議会）

第９条　差別の撤廃と人権擁護に関する重要事項について調査審議する機関として、佐久市部落差別撤廃人権擁護審議会（次項において「審議会」という。）を置く。

２　審議会の組織及び運営等に関する事項は、市長が別に定める。

（委任）

第10条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成17年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日の前日までに、合併前の佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する条例（平成７年佐久市条例第21号）、臼田町における部落差別の撤廃とあらゆる差別をなくすことをめざす条例（平成６年臼田町条例第24号）、浅科村における部落差別撤廃とあらゆる差別をなくすことをめざす条例（平成６年浅科村条例第19号）又は望月町差別撤廃と人権擁護に関する条例（平成７年望月町条例第13号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附　則（令和４年３月24日条例第３号）

この条例は、公布の日から施行する。

○佐久市隣保館条例

平成17年４月１日条例第100号

佐久市隣保館条例

（設置）

第１条　地域社会の中で福祉の向上及び人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、生活上の各種相談事業及び人権課題の解決のための各種事業を総合的に行うため、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第２条第３項第11号の規定に基づき、佐久市隣保館（以下「隣保館」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第２条　隣保館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
佐久市中央隣保館	佐久市瀬戸1177番地２
臼田人権文化センター	佐久市臼田89番地３
浅科人権文化センター	佐久市甲14番地２
望月人権文化センター	佐久市望月471番地12

（休館日）

第３条　隣保館の休館日は、12月29日から翌年の１月３日までの日とする。ただし、市長は、特に必要と認めるときは、休館日を変更することができる。

（使用時間）

第４条　隣保館の使用時間は、午前９時から午後10時までとする。ただし、市長は、特に必要と認めるときは、使用時間を変更することができる。

（事業）

第５条　隣保館は、次の事業を行うものとする。

⑴　基本事業

ア　社会調査及び研究事業

イ　相談事業

ウ　啓発・広報活動事業

エ　地域交流事業

オ　周辺地域巡回事業

カ　地域福祉事業

キ　アからカまでに掲げるもののほか、隣保館の設置の目的を達成するために必要な事業

⑵　特別事業

ア　隣保館デイサービス事業

イ　地域交流促進事業

ウ　継続的相談援助事業

エ　広域隣保活動事業

２　特別事業は、地域の実情に応じて行うものとし、その事業の全部又は一部を社会福祉法人等に委託することができるものとする。

（職員）

第６条　隣保館に館長及び指導職員を置くとともに、必要に応じてその他の職員を置く。

（運営委員会）

第７条　隣保館事業を円滑かつ適切に運営するため、各隣保館に隣保館運営委員会を置く。

（使用の許可等）

第８条　佐久市中央隣保館又は望月人権文化センター（以下「利用館」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

２　市長は、利用館の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を許可しないものとする。

⑴　使用の目的が隣保館の設置の趣旨に反するとき。

⑵　営利を目的とする販売、宣伝その他の行為を伴うとき。

⑶　前２号に掲げるもののほか、管理運営上支障があるとき。

（使用許可の取消し等）

第９条　市長は、前条第１項の規定による使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、許可した事項を変更し、若しくは許可を取り消し又は使用の中止を命ずることができる。

⑴　使用に係る目的以外に使用した場合

⑵　使用許可の条件に違反した場合

⑶　風紀又は秩序を乱し、公益を害するおそれがある場合

⑷　前３号に掲げるもののほか、管理上特に必要があると認められる場合

２　前項の規定により、許可した事項を変更し、若しくは許可を取り消し、又は使用の中止を命じた場合において、使用者に損害が生じても、市長は、その賠償の責めを負わない。

（使用料）

第10条　使用者は、使用料を納付しなければならない。

２　利用館の使用料の額は、別表のとおりとし、使用の許可の際又は使用後に徴収する。

（使用料の減額又は免除）

第11条　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(1)　社会福祉関係の団体が使用する場合

(2)　社会教育関係の団体又は人権・文化団体が使用する場合

(3)　公益上必要と認める機関又は団体が使用する場合

(4)　前３号に掲げるもののほか、特別の理由がある場合

（特別の設備）

第12条　使用者は、特別の設備をし、若しくは施設に変更を加え、又は備付けの器具以外の器具を持ち込んで使用しようとする場合は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

（目的外使用、権利譲渡等の禁止）

第13条　使用者は、利用館を許可目的以外の目的に使用し、又はその使用する権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

（原状回復義務）

第14条　使用者は、その使用が終わったとき、又は第９条第１項の規定により許可を取り消され、若しくは使用の中止を命ぜられたときは、その使用した施設及び設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

（損害賠償）

第15条　故意又は過失により隣保館の建物及び設備等を損傷し、又は滅失した者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（委任）

第16条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成17年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日の前日までに、合併前の佐久市隣保館条例（昭和55

年佐久市条例第13号）、浅科村隣保館設置条例（平成８年浅科村条例第８号）又は望月町隣保館の設置及び管理に関する条例（昭和46年望月町条例第８号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

３　合併前の条例の規定により課した、又は課すべきであった使用料の取扱いについては、なお合併前の条例の例による。

附　則（平成26年３月24日条例第２号）

（施行期日）

１　この条例は、平成26年４月１日から施行する。

（佐久市特別職の職員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正）

２　佐久市特別職の職員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（平成17年佐久市条例第41号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附　則（平成31年３月22日条例第４号）

（施行期日）

１　この条例は、平成31年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

２　この条例による改正後の佐久市隣保館条例の規定による佐久市中央隣保館の冷暖房設備の使用についての許可に係る手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附　則（令和元年７月１日条例第14号抄）

（施行期日）

１　この条例は、令和元年10月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（佐久市佐久情報センター条例等の一部改正に伴う経過措置）

２　この条例による改正後のそれぞれの条例の規定（第28条及び第45条の規定を除く。）は、施行日以後の使用等に係る使用料等について適用する。ただし、施行日前にされた使用許可等に基づく使用等に係る使用料等については、なお従前の例による。

別表（第10条関係）

区　分		使用料（１時間につき）
佐久市中央隣保館	大会議室	730円
	会議室	200円
	生活改善室	310円
	調理講習室	410円
	冷暖房設備	市長が別に定める額
望月人権文化センター	相談室	200円
	教養娯楽室	200円
	生活改善室	310円
	会議室１	310円
	会議室２	200円

○佐久市部落差別撤廃人権擁護審議会規則

平成17年４月１日規則第84号

（趣旨）

第１条　この規則は、佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する条例（平成17年佐久市条例第99号）第９条に規定する佐久市部落差別撤廃人権擁護審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他審議会に関し、必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第２条　審議会の委員は、20人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

⑴　各種団体代表者

⑵　識見を有する者

⑶　前２号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

（任期）

第３条　委員の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第４条　審議会に会長及び副会長を置き、委員が互選する。

２　会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

（会議）

第５条　会議は、会長が招集し、議長となる。

２　会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

３　会議の議事は、出席委員の過半数により決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（幹事）

第６条　審議会に必要があるときは、幹事を置くことができる。

２　幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

（補則）

第７条　この規則に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、平成17年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の日の前日までに、合併前の佐久市部落差別撤廃人権擁護審議会規則（平成７年佐久市規則第12号）、臼田町部落差別撤廃人権擁護審議会設置規則（平成６年臼田町規則第12号）、浅科村部落差別撤廃人権擁護審議会規則（平成７年浅科村規則第１号）又は望月町差別撤廃人権擁護審議会条例（平成10年望月町条例第18号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附　則（令和４年３月24日規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

○佐久市部落差別撤廃人権擁護審議会委員名簿

（任期：令和４年１月１日～令和５年12月31日）

	氏　名	区　分
会　長	小林　光男	各種団体代表者
副会長	井出　　隆	各種団体代表者
委　員	山浦　励一	各種団体代表者
	山崎　　茂	各種団体代表者
	木村ゆき子	各種団体代表者
	小平　　隆	各種団体代表者
	塩川　里美	各種団体代表者
	木内　和昭	各種団体代表者
	大島　直之	各種団体代表者
	小林　壽夫	各種団体代表者
	春原　直美	各種団体代表者
	井出　　進	各種団体代表者
	加藤　由香	各種団体代表者
	金澤　正明	各種団体代表者
	松島　恒志	各種団体代表者
	山崎　裕史	各種団体代表者
	小松　朋子	各種団体代表者
	棚澤　　裕	識見を有するもの
	市川　眞人	識見を有するもの

○諮　問

３佐人第26号
令和３年６月２９日

佐久市部落差別撤廃人権擁護審議会
会長　　小林　光男　様

佐久市長　柳田　清二

第四次佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画の策定について（諮問）

本市は、平成１９年度に「佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画」を策定し、「第三次佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画」まで引き続き、人権尊重社会の実現に向け、各種事業に取り組んでまいりました。

しかし、今なお部落差別が存在するとともに、情報化の進展などの社会情勢の変化に伴って、部落差別をはじめとした様々な人権問題を取り巻く状況が複雑化かつ多様化しており、新たな人権問題も発生しています。

このことから、人権問題を取り巻く状況の変化に対応し、あらゆる差別のない明るいまちづくりをさらに進めるため、令和４年度から令和８年度までを計画期間とする「第四次佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画」の策定を行いたいので、佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する条例第８条により貴審議会の意見を求めます。

○答　申

３佐部審第１号
令和４年１月２４日

佐久市長　柳田　清二　様

佐久市部落差別撤廃人権擁護審議会
会　長　小林　光男

第四次佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画について（答申）

令和３年６月２９日付３佐人第２６号で諮問のありました「第四次佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画」の策定について、本審議会で慎重に審議を重ねた結果、下記のとおりまとめましたので、答申します。

記

本審議会は、令和３年６月に貴職から諮問を受けて以来、各種団体の代表者など総勢１９名の委員で、市民としての目線、あるいは専門的な見地から、真摯にかつ熱心に議論を重ねてきました。

また、「第四次佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画」策定に当たって実施した「佐久市人権問題に関する市民意識調査」及び「同和地区生活実態調査」による結果や、パブリックコメントの意見も参考にしながら、今後５年間の佐久市の人権同和施策の基本的方針と目指すべき方向性について、別添の「第四次佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画（案）」としてまとめました。

今なお残る差別に加え、情報化の進展や感染症の流行等の社会情勢の変化に伴い、新たな人権侵害が生じていることなどを踏まえ、行政のみならず、市民と共に、計画の基本目標に掲げた「部落差別をはじめあらゆる差別をなくし、人権が尊重される社会の実現」に向け、取り組みを推進されることを強く望みます。

なお、詳細については、市当局において検討の上、計画を策定してください。

１　第四次佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画の審議会案について
　別添「佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画（案）」のとおり

２　計画の策定及び推進に当たって留意いただきたい事項
　計画の策定、推進に当たっては、次の点に留意するよう要望します。
（１）本計画案は、「佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する条例」の改正案との整合を図りながら取りまとめたものであることに十分留意いただき、本計画の策定及び条例の改正を確実に遂行されたい。
（２）本計画に基づく取組を着実に進めるため、人権啓発推進本部を中心に、庁内連携を密にする中で、組織全体で取り組み、進捗状況を本審議会に報告するとともに、市民に公表し、情報の共有を図られたい。
（３）具体的な施策を実施する際には、審議会での審議を尊重するとともに、市民からの様々な意見に留意されたい。

○第四次
佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画策定庁内会議・審議会開催経過

佐久市人権啓発推進本部　幹事会

令和３年　５月２１日（金）　開催
令和３年　９月　２日（木）～１０日（金）　書面開催

佐久市人権啓発推進本部　本部会

令和３年　６月　３日（木）　開催
令和３年　９月１６日（木）～２７日（月）　書面開催

佐久市部落差別撤廃人権擁護審議会

令和３年　６月２９日（火）　開催・諮問
令和３年１０月１４日（木）　開催
令和４年　１月１４日（金）　開催
令和４年　１月２４日（月）　答申

部長会議

令和４年　２月　４日（金）　開催

○佐久市人権啓発推進本部設置規程

平成17年４月１日訓令第34号

（設置）

第１条　佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する条例（平成17年佐久市条例第99号）及び佐久市部落差別撤廃とあらゆる差別をなくすことをめざす総合計画に係る関係各部課等の相互の緊密な連帯及び協力を確保し、総合的かつ効果的な事業の推進を図るため、佐久市人権啓発推進本部（以下「本部」という。）を置く。

（組織）

第２条　本部は、本部長、副本部長、常任本部員及び本部員をもって組織する。

２　本部長は、副市長をもって充てる。

３　副本部長は、市民健康部長をもって充てる。

４　常任本部員は、部長等の職にある者のうちから市長が任命する。

５　本部員は、課長等の職にある者のうちから市長が任命する。

（本部長等の職務）

第３条　本部長は、本部を代表し、本部を総理する。

２　副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職を代理する。

（会議）

第４条　本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

２　本部長が必要と認めるときは、本部員以外の者に会議への出席を求めることができる。

（幹事）

第５条　本部に常任幹事及び幹事（以下「幹事等」という。）を置く。

２　常任幹事は、課長等の職にある者のうちから市長が任命する。

３　幹事は、職員のうちから市長が任命する。

４　幹事等は、本部の所掌事務について本部員を補佐する。

５　本部員の会議の準備その他必要があるときは、常任幹事及び関係幹事をもって幹事会議を行う。

６　幹事等は、各部等における人権教育及び啓発活動を行うものとする。

（庶務）

第６条　本部の庶務は、市民健康部人権同和課において処理する。

（その他）

第７条　この規程の施行について必要な事項は、本部長が定める。

附　則

この規程は、平成17年４月１日から施行する。

附　則（平成19年３月23日訓令第13号）

この規程は、平成19年４月１日から施行する。

附　則（平成20年３月27日訓令第８号）

この規程は、平成20年４月１日から施行する。

附　則（平成21年３月18日訓令第６号）

この規程は、平成21年４月１日から施行する。

附　則（平成22年３月25日訓令第２号）

この規程は、平成22年４月１日から施行する。

○佐久市人権同和教育推進協議会要綱

平成17年４月１日教育委員会告示第11号

（設置）

第１条　佐久市人権同和教育基本方針に基づき、人権同和教育の振興と推進を図り、差別のない明るい社会づくりのため、佐久市人権同和教育推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（任務）

第２条　協議会は、目的達成のため、次の事項について調査及び研究し、事業を推進する。

(１)　人権同和教育の総合的推進に関すること。

(２)　人権同和教育の連絡調整に関すること。

(３)　人権同和教育の研修・啓発に関すること。

(４)　前３号に掲げるもののほか、人権同和教育を推進するために必要な事項

（組織）

第３条　協議会は、委員20人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げるもののうちから教育委員会が委嘱する。

(１)　教育機関及びその関係団体の代表者

(２)　行政機関及びその関係団体の代表者

(３)　識見を有する者

（任期）

第４条　委員の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第５条　協議会に会長１人及び副会長１人を置き、それぞれ委員の互選により選出する。

２　会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職を代理する。

（会議）

第６条　協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長がその議長となる。

（事務局）

第７条　協議会の事務局は、市民健康部人権同和課内に置く。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、平成17年４月１日から施行する。

附　則（平成20年３月28日教委告示第７号）

この要綱は、平成20年４月１日から施行する。

部落解放都市宣言

　すべての人びとの人権が尊重され、平和で自由と平等が保障される社会の実現は、市民すべての願いであります。

　しかしながら、今なお部落差別をはじめ、人権が侵害される差別や偏見が存在しています。

　同和問題をはじめ、あらゆる人権問題を解決することは、私たち市民に課せられた責務であります。

　すべての市民の人権が保障され、たくましく心豊かで人間性ある佐久市を築くため、ここに佐久市を「部落解放都市」とすることを宣言します。

平成18年３月23日

佐　久　市

日本国憲法（抜粋）

昭和２１年１１月３日公布
昭和２２年　５月３日施行

＜前文中段＞

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

第11条

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第12条

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条

1　すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

第18条

何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第19条

思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条

1　信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

第21条

1　集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2　検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第22条

1　何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

第23条

学問の自由は、これを保障する。

第24条

1　婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

第26条

1　すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2　すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第97条

この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試錬に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

第98条

1　この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

2　日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

世界人権宣言

1948年12月10日
国連総会採択

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、よって、ここに、国際連合総会は、社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と尊守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第１条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第２条

1　すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2　さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第３条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第４条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第５条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第６条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第７条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第８条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第９条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当って、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

1　犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。

2　何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

1　すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。

2　すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

1　すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。

2　この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

1　すべて人は、国籍をもつ権利を有する。

2　何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

1　成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中、及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。

2　婚姻は、婚姻の意思を有する両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。

3　家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

1　すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。

2　何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、

国境を越えると否とにかかわりなく、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

1　すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。

2　何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

1　すべての人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参与する権利を有する。

2　すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。

3　人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

1　すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。

2　すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。

3　勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。

4　すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条

1　すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。

2　母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

1　すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。

2　教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。

3　親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

1　すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。

2　すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条

　すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

1　すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあってのみ可能である社会に対して義務を負う。

2　すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当たっては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。

3　これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条

　この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

部落差別の解消の推進に関する法律

平成28年12月16日公布
平成28年12月16日施行

（目的）

第１条　この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

（基本理念）

第２条　部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第３条　国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

２　地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

（相談体制の充実）

第４条　国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

２　地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

（教育及び啓発）

第５条　国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

２　地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

（部落差別の実態に係る調査）

第６条　国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

第四次佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画

令和４年３月　発行　佐久市

編集　佐久市市民健康部人権同和課
〒385-8501
佐久市中込3056番地
ＴＥＬ：0267-62-3135
ＦＡＸ：0267-64-1157
Ｅ-mail：jinken@city.saku.nagano.jp

佐久市